

339

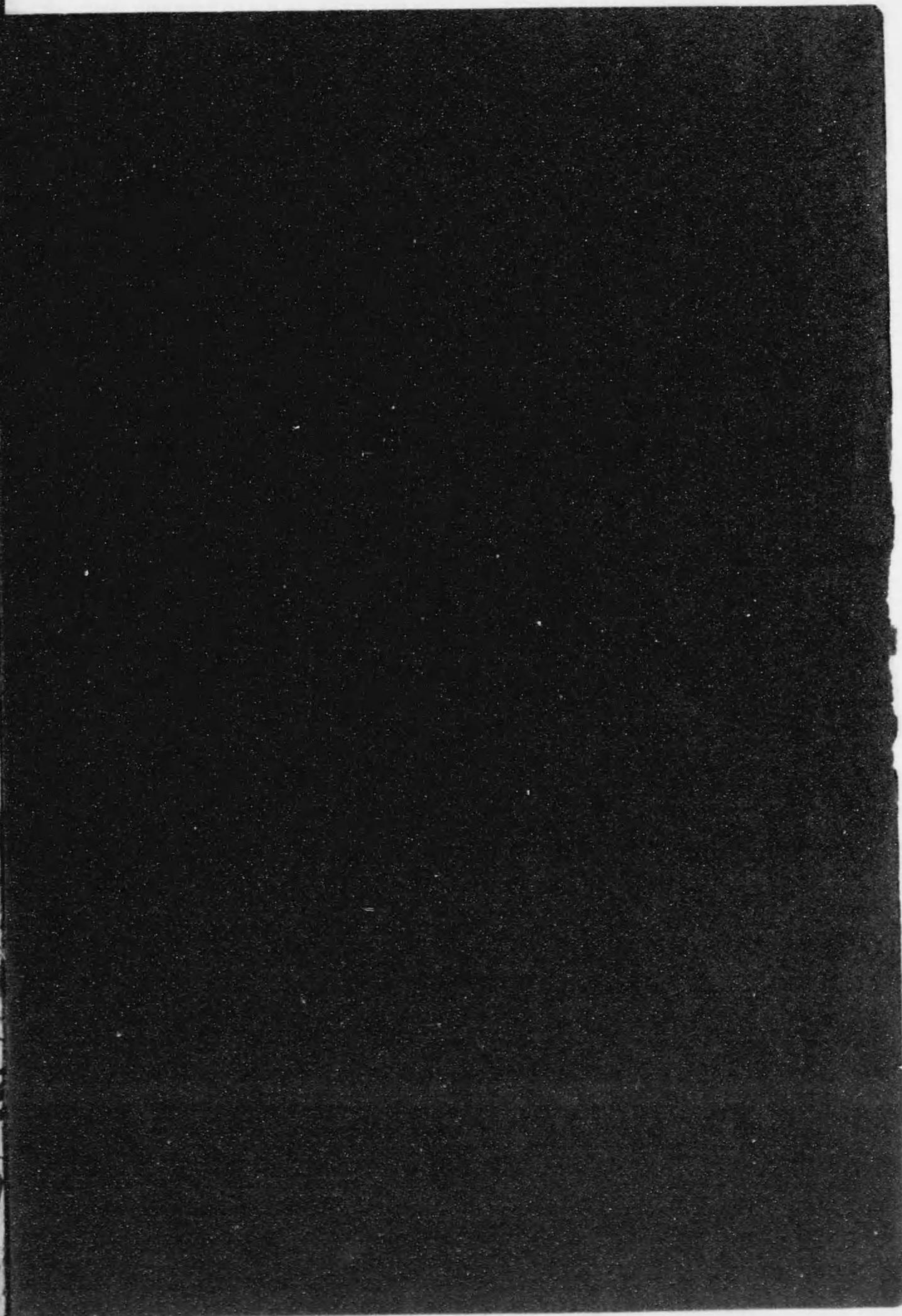
766



始



羽
作
那
案
内



339-766



本郡は到る處田園闢け山紫に海清く林蠶農牧の業亦能く發達し加之山海自然の風景に富み名勝舊蹟の觀るべきもの傳ふべきもの多きにも拘らず世に紹介する冊子の無かりしは常に遺憾させし處なりき然るに上多津太郎氏今回羽咋郡案内を編纂し携ひ來りて余に序を請ふ其内容を一覽するに地理、沿革、交通、運輸、産業、教育、名所、舊跡、神社、佛閣、人物、諸統計の各部門に分類せられ編纂其當を得体裁亦稍整へるを認む一小冊子固より本郡の詳細を盡したるにはあらざるも以て郡の一

大正
5. 8. 8
内交

般を知るに足らんか仍て茲に一言を副へて序となす

大正四年十一月

羽咋郡長 松本源祐

羽咋郡案内目次

◎口 繪

| | | |
|------------|--------|----------|
| 羽咋郡全圖 | 羽咋警察署 | 國幣中社氣多神社 |
| 羽咋郡役所 | 縣社羽咋神社 | 眞宗本念寺 |
| 日蓮宗本山瀧谷妙成寺 | 高濱市街 | 富來市街 |
| 羽咋市街 | 末森城跡 | 唐戶山 |
| 福浦港 | 長手島 | 羽咋高等小學校 |
| 高爪山 | | |

北川尻尋常高等小學校

△地理概況及沿革の概要

位置 境界 廣袤 面積 地勢 沿革

△交通運輸

能登街道 内浦往來 外浦往來 箕打往來
向瀬往來 氷見往來 鐵道七尾線

△産業

目次

農業 畜産業 林業 工業

水産業 鑛業 商業

△教育

小學教育

△名所舊跡

羽咋海 石街別命御墓 唐戶山 大中津日子命御墓 末森城跡

德田城跡 富木城跡 戰場端 寶達山 志雄山 福浦港

增穂浦 松ヶ下港 邑知瀧 瀧 樽見瀧 吹上瀧 長手島

辨天島 碁磐島 巖門 鷹巢巖 機具巖 關野端

△神社

國幣中社氣多神社 縣社羽咋神社 縣社菅原神社

縣社大穴持像石神社 縣社高爪神社 縣社志乎神社

鄉社椎葉園比咩神社 鄉社諸岡比古神社 鄉社小濱神社

鄉社神代神社 鄉社建都神社 鄉社藤津比古神社

鄉社富來八幡神社

△佛閣

日蓮宗妙成寺 真宗本念寺 曹洞宗道興寺

曹洞宗豐財院 真宗光照寺 真宗長龍寺

△人物

峨山 山崎雲山 中橋久右衛門 村松標左衛門

久右衛門 岡野幾平 岡部直造 智洞

小笠原湘英 國田敬武 葛城理吉 久太

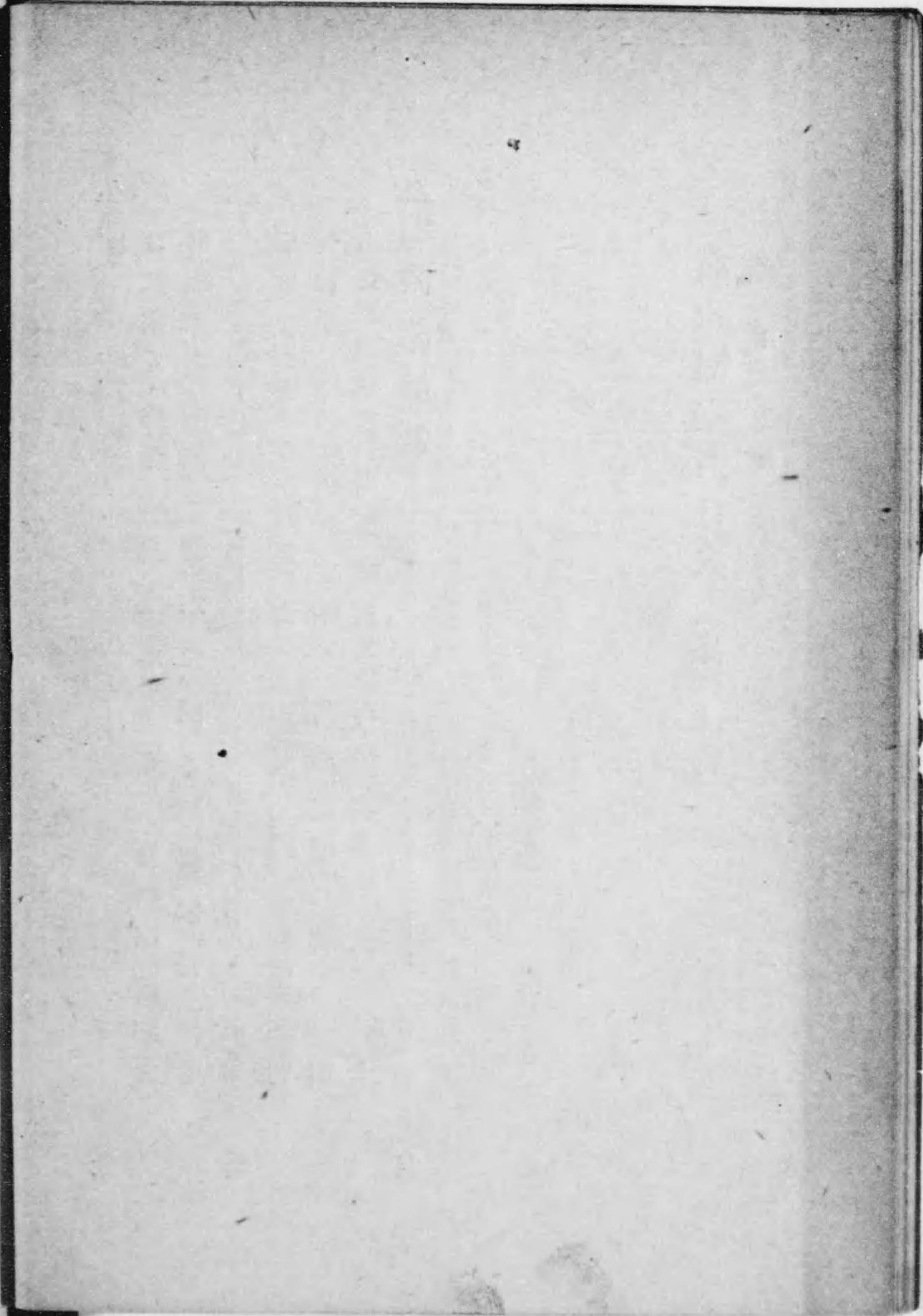
△郡内諸統計

羽咋郡案内目次 (終)

總批瓦羽昨郡圖



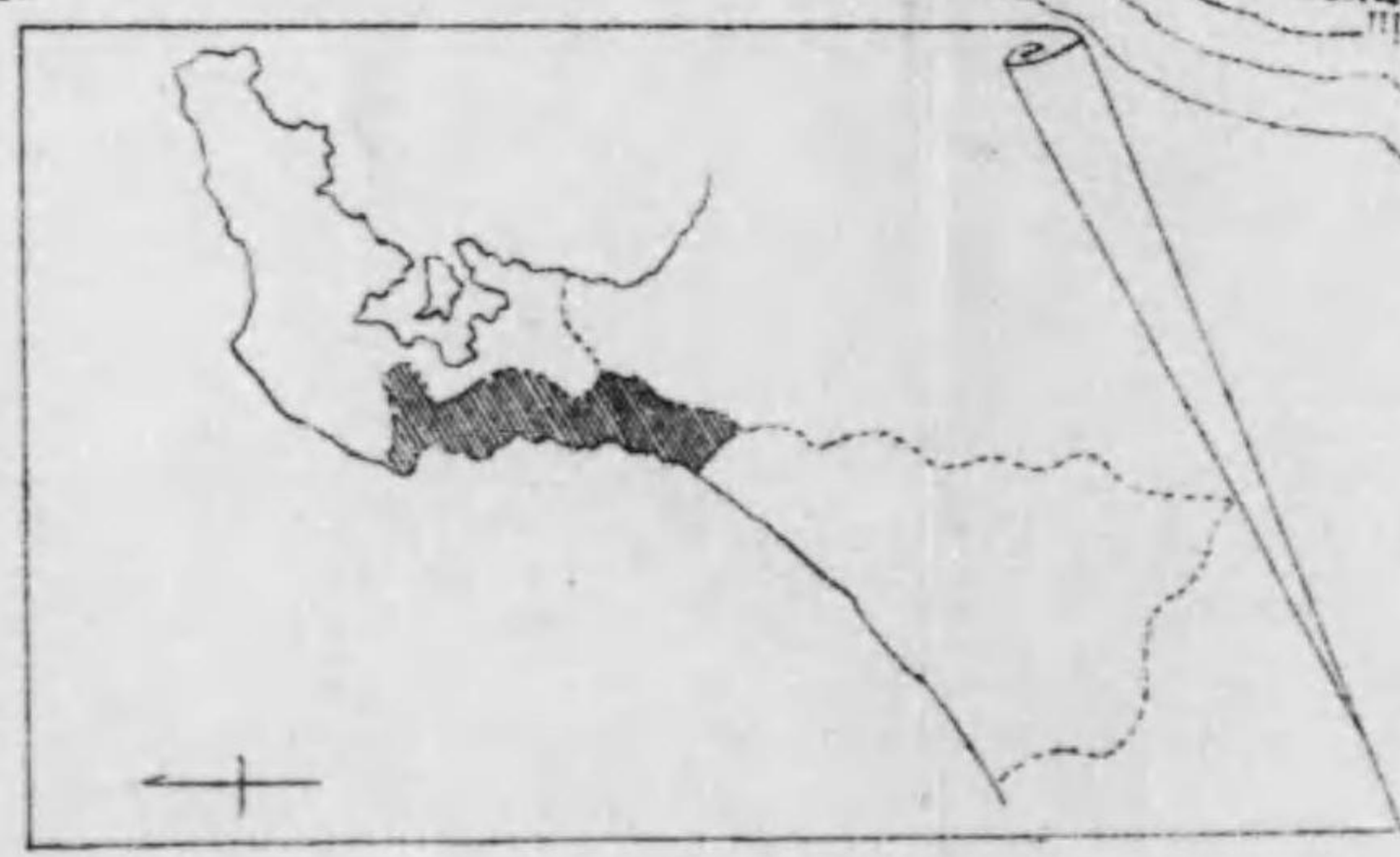
| | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |



石川縣能登國羽咋郡圖

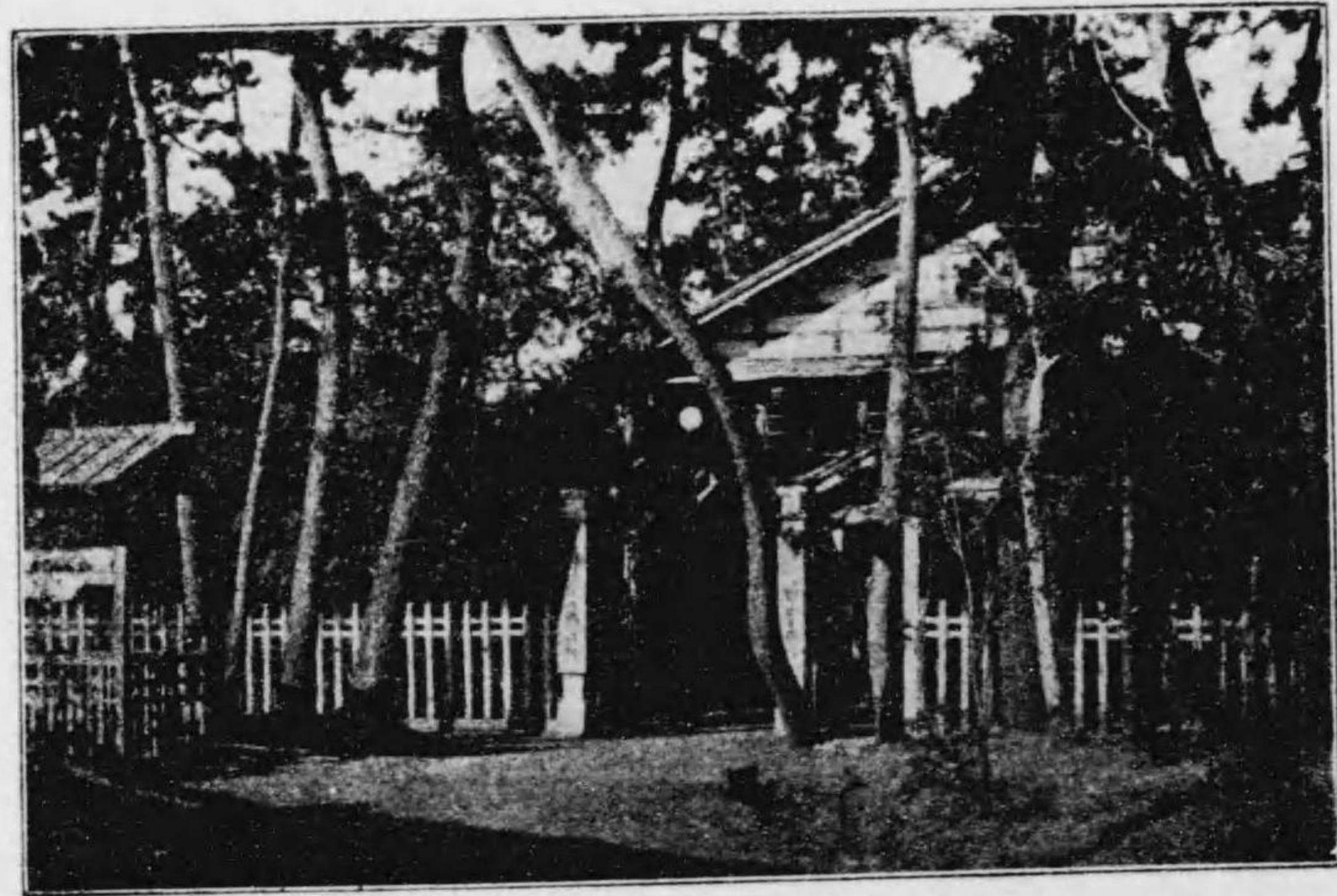


| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|---|-----|---------|---------|----|----|----|----|----|
| ▲ | ○ | △ | 卍 | 卍 | 山岳 | 鐵道線 | 町 | ● | ○ | □ | 里道 | 縣道 | 村界 | 郡界 | 國界 | 凡例 |
| 名所 | 鑛泉 | 學校 | 巨利 | 神社 | 海湖 | 山岳 | 鐵道線 | 町 | 野村 | 五十戶以上大字 | 五十戶以下大字 | 里道 | 縣道 | 村界 | 郡界 | 國界 |
| 蹟 | | | | | | | | | 所在地 | | | | | | | |

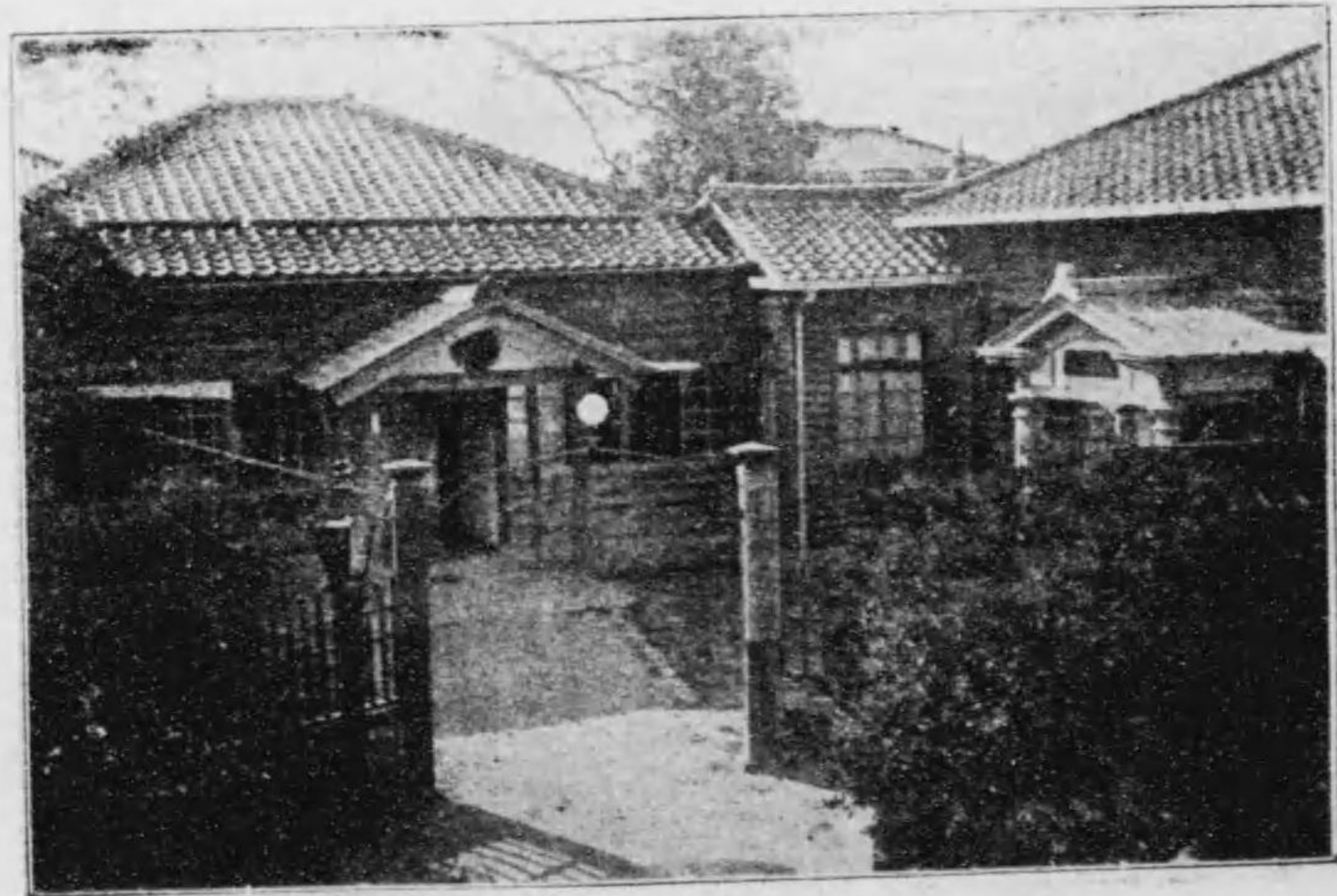


石川縣能登國羽咋郡圖



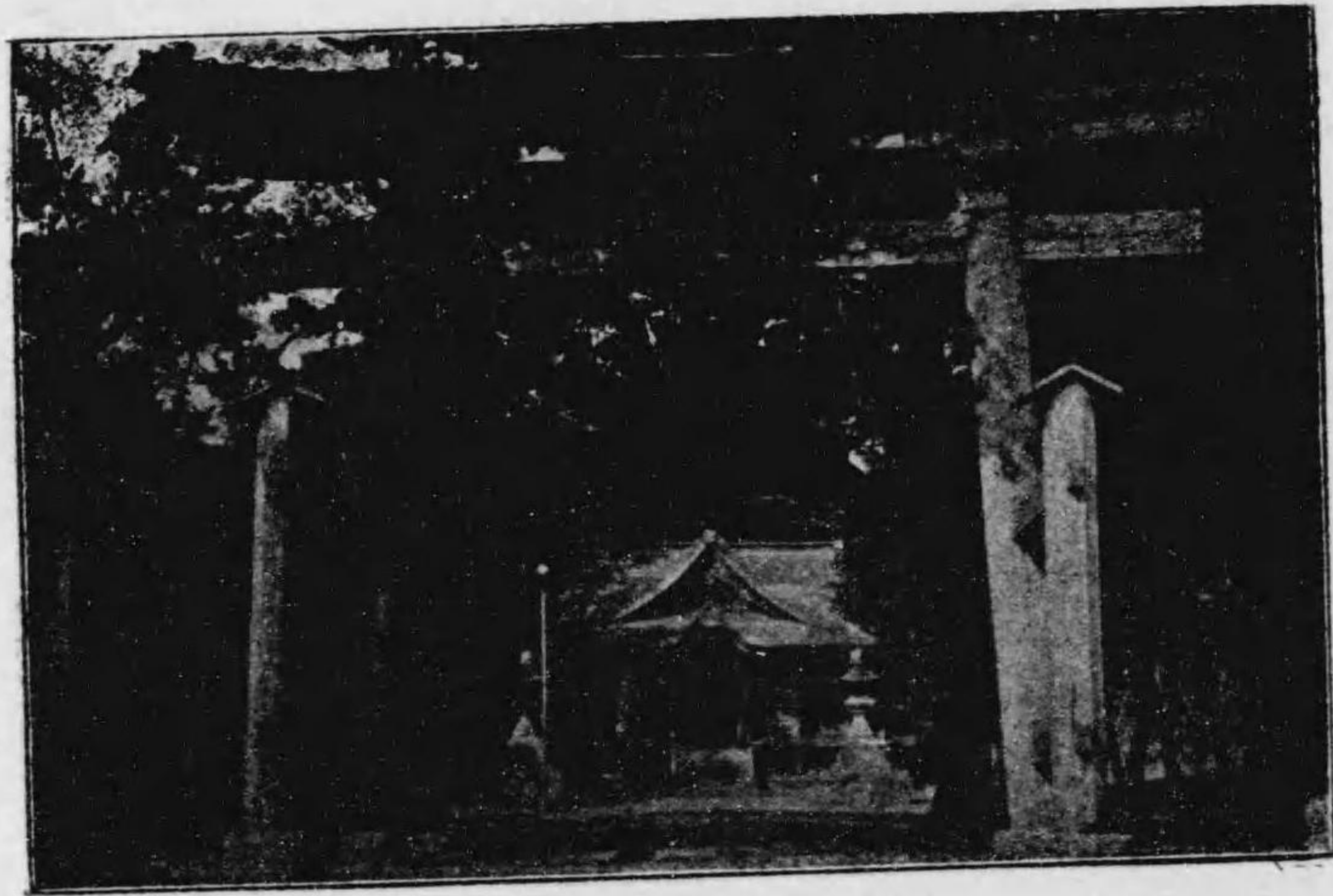


羽咋郡役所

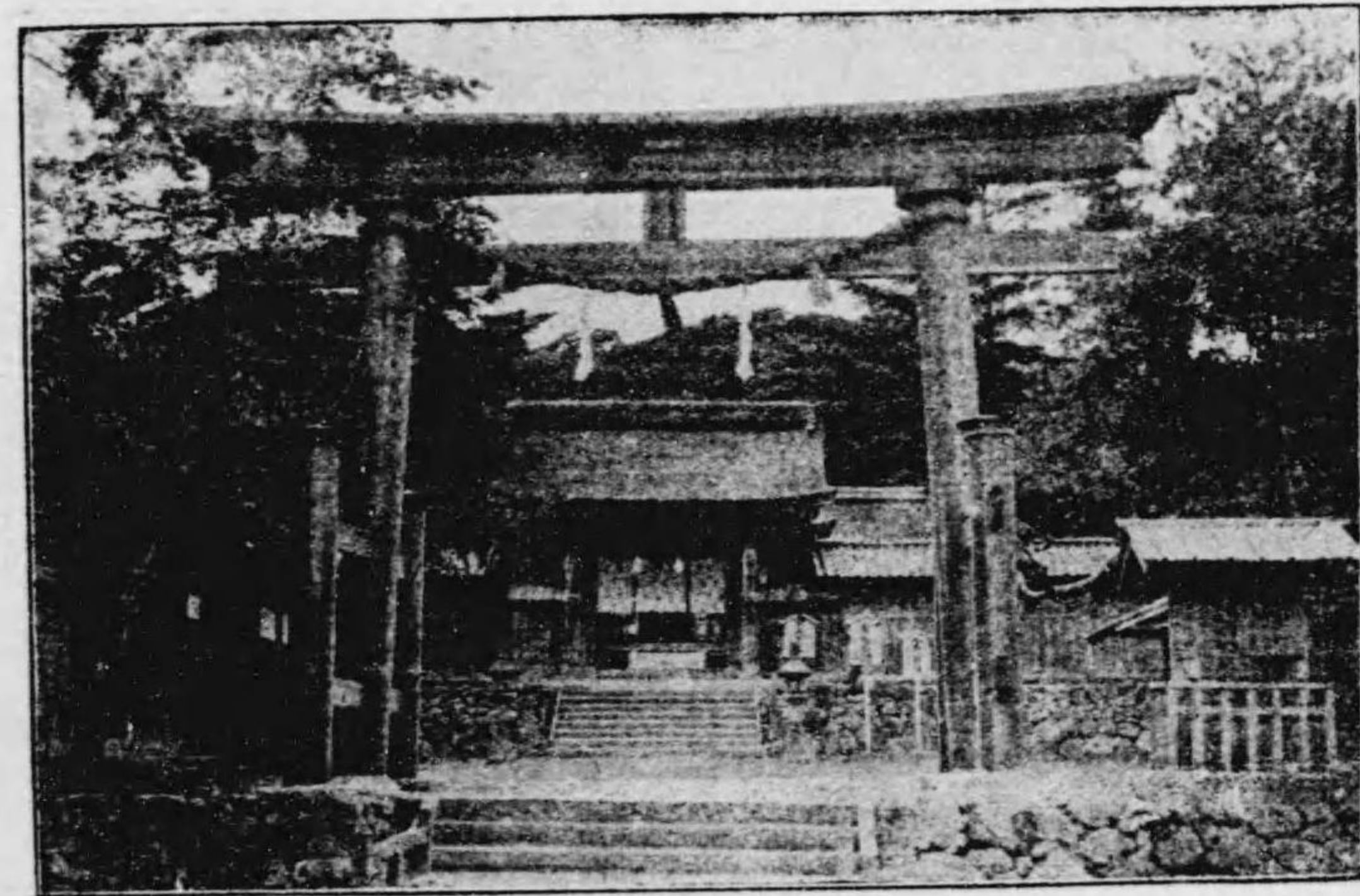


羽咋警署

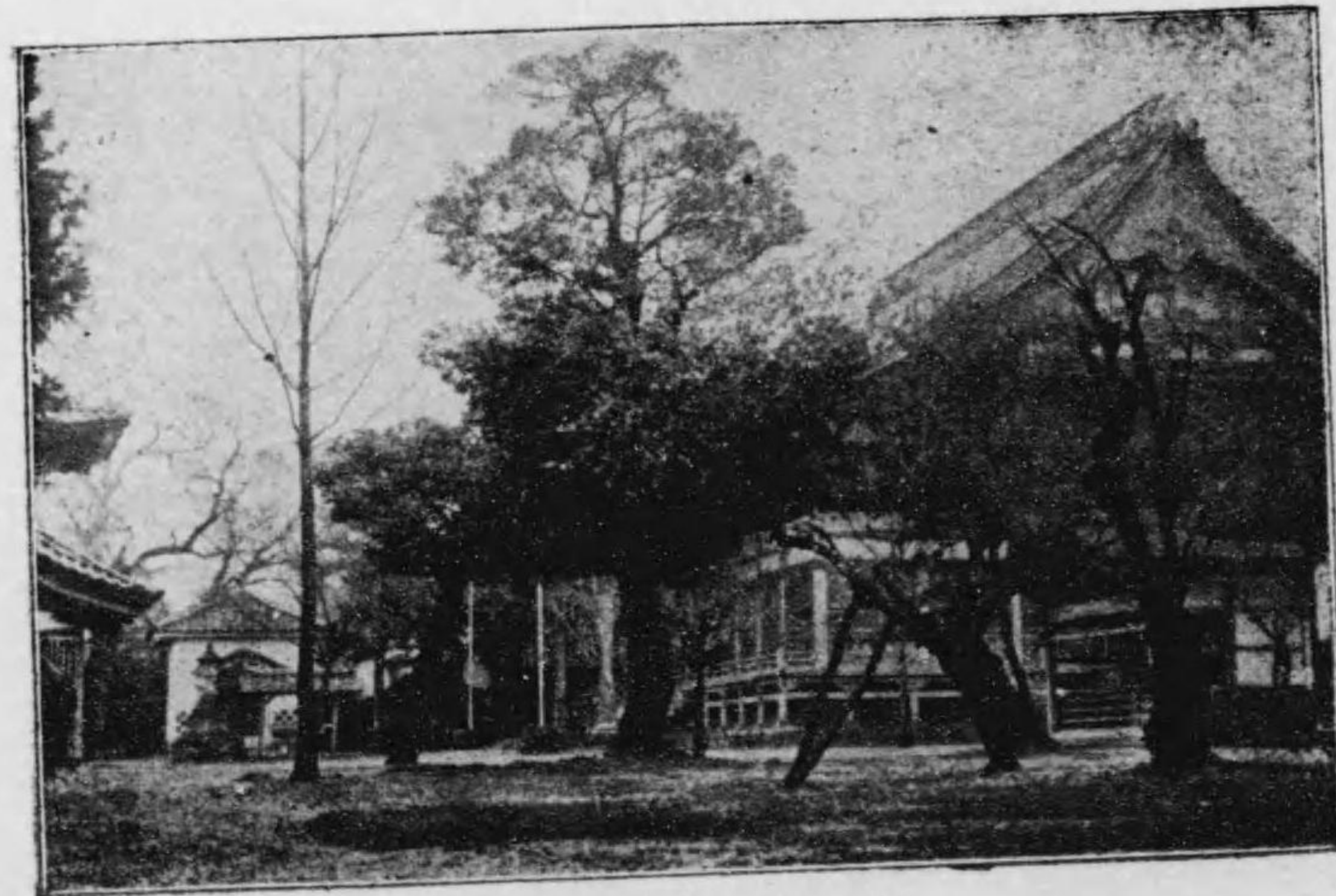




社神咋羽社縣



社神多氣社中幣國



寺念本宗眞



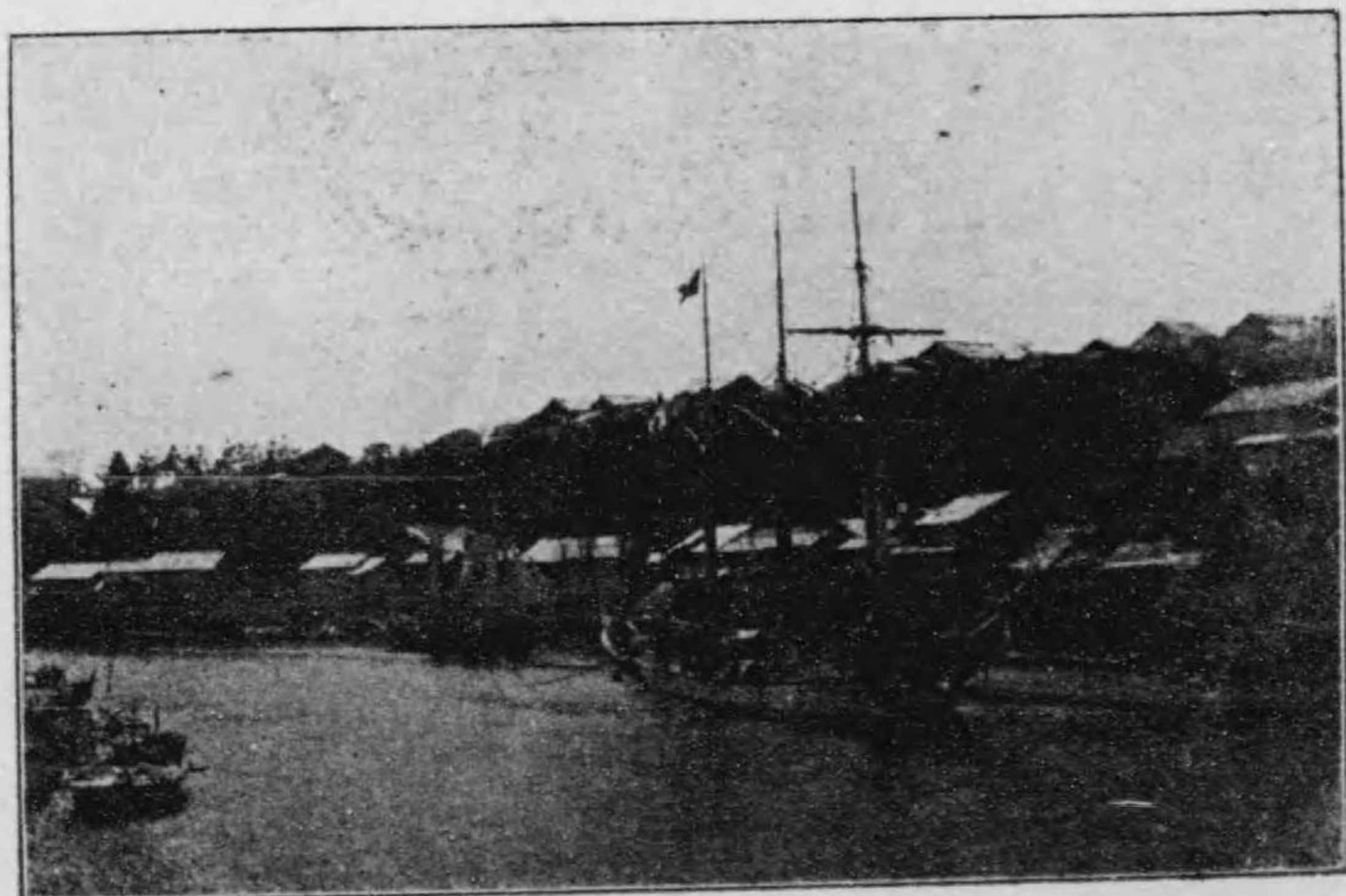
寺成妙谷瀧山本宗蓮日



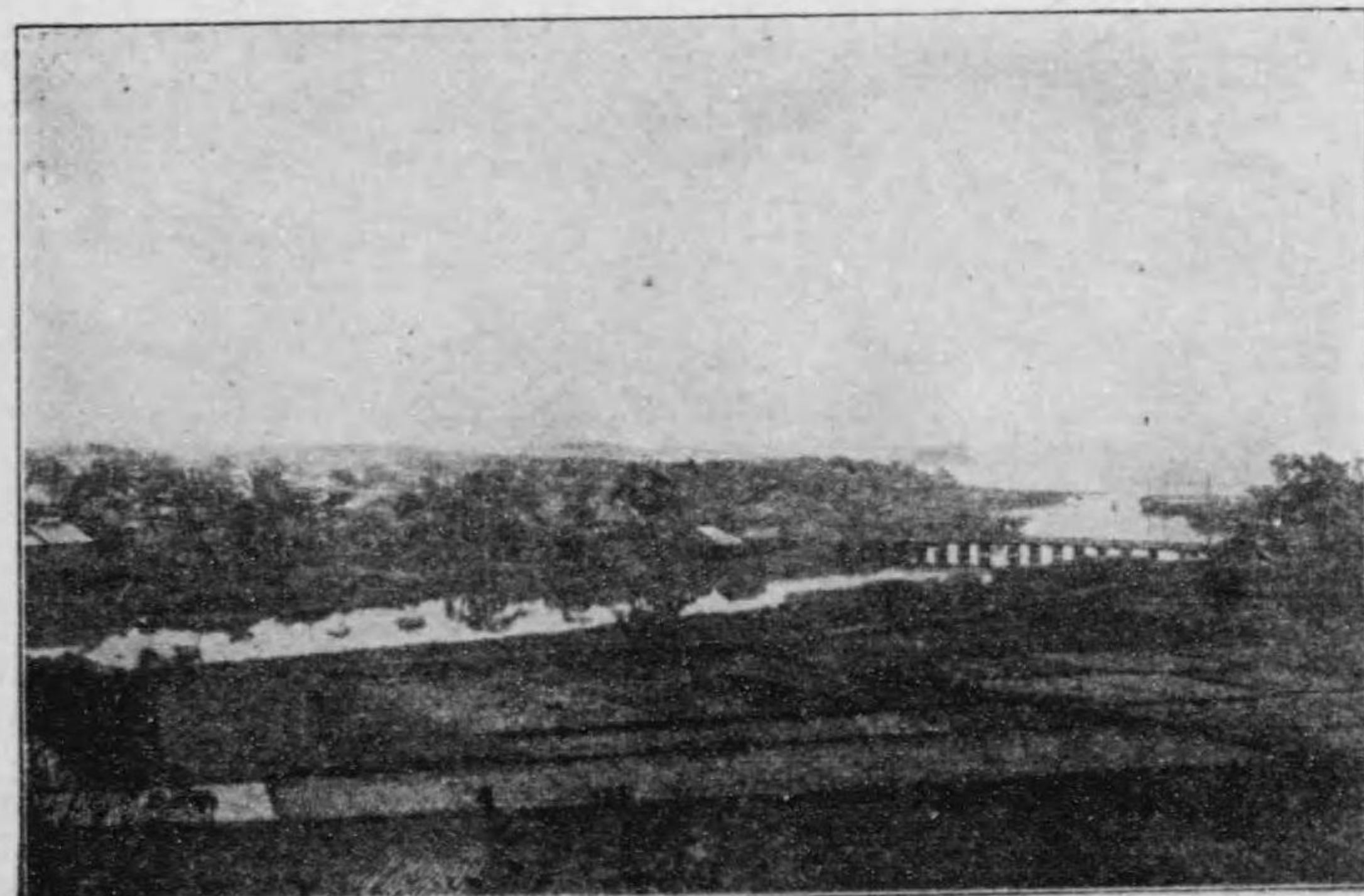
富來市街



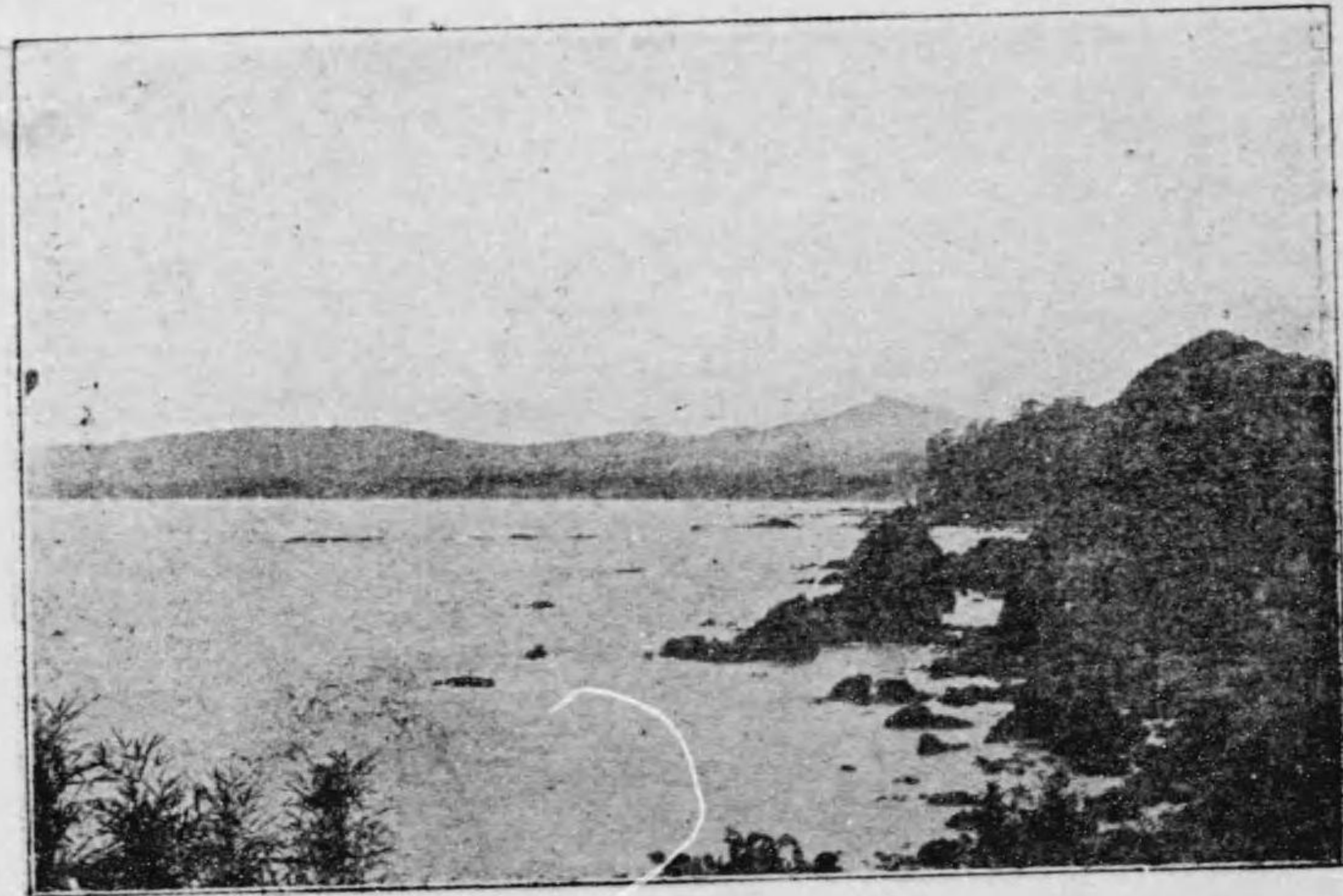
羽咋市街



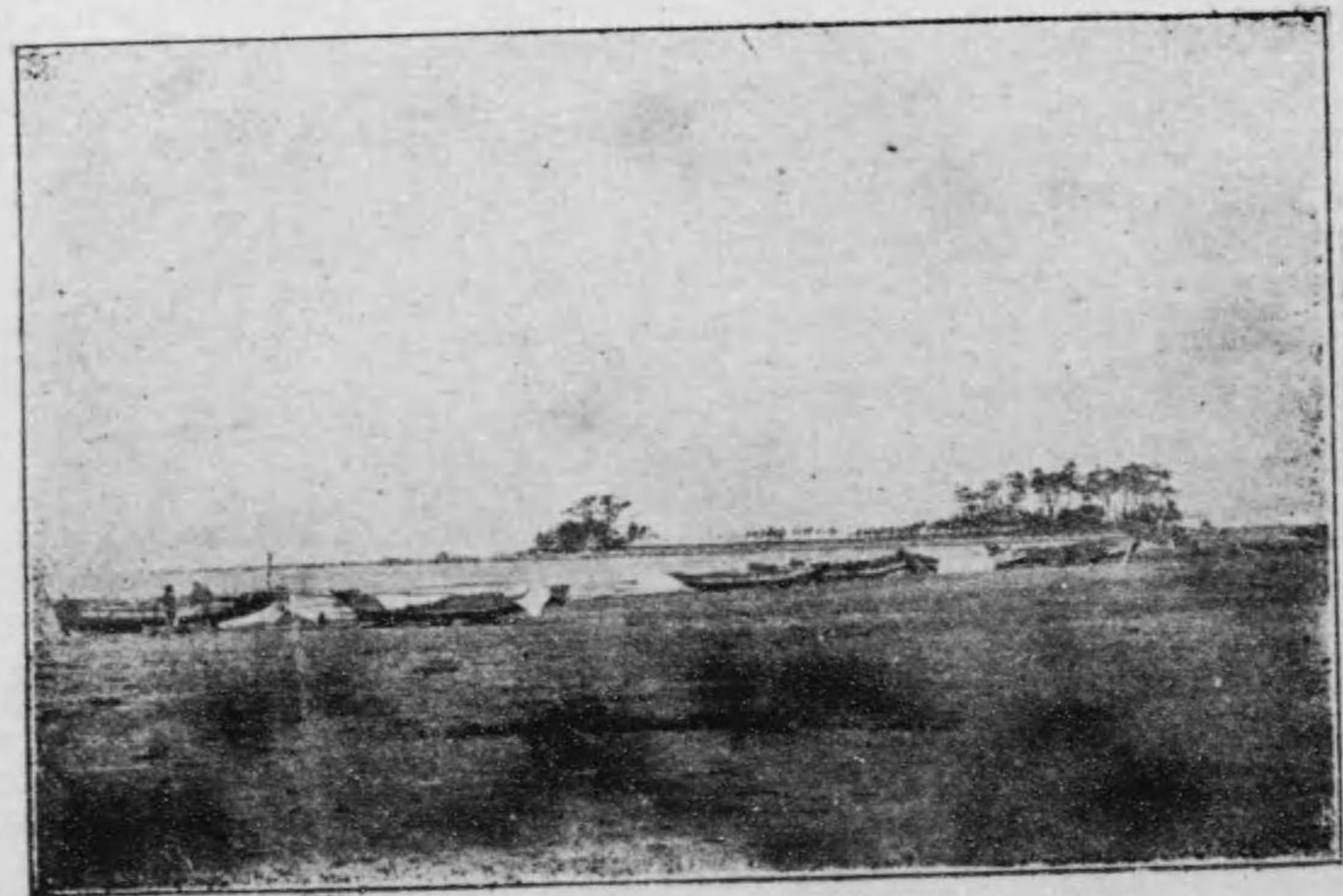
福浦港



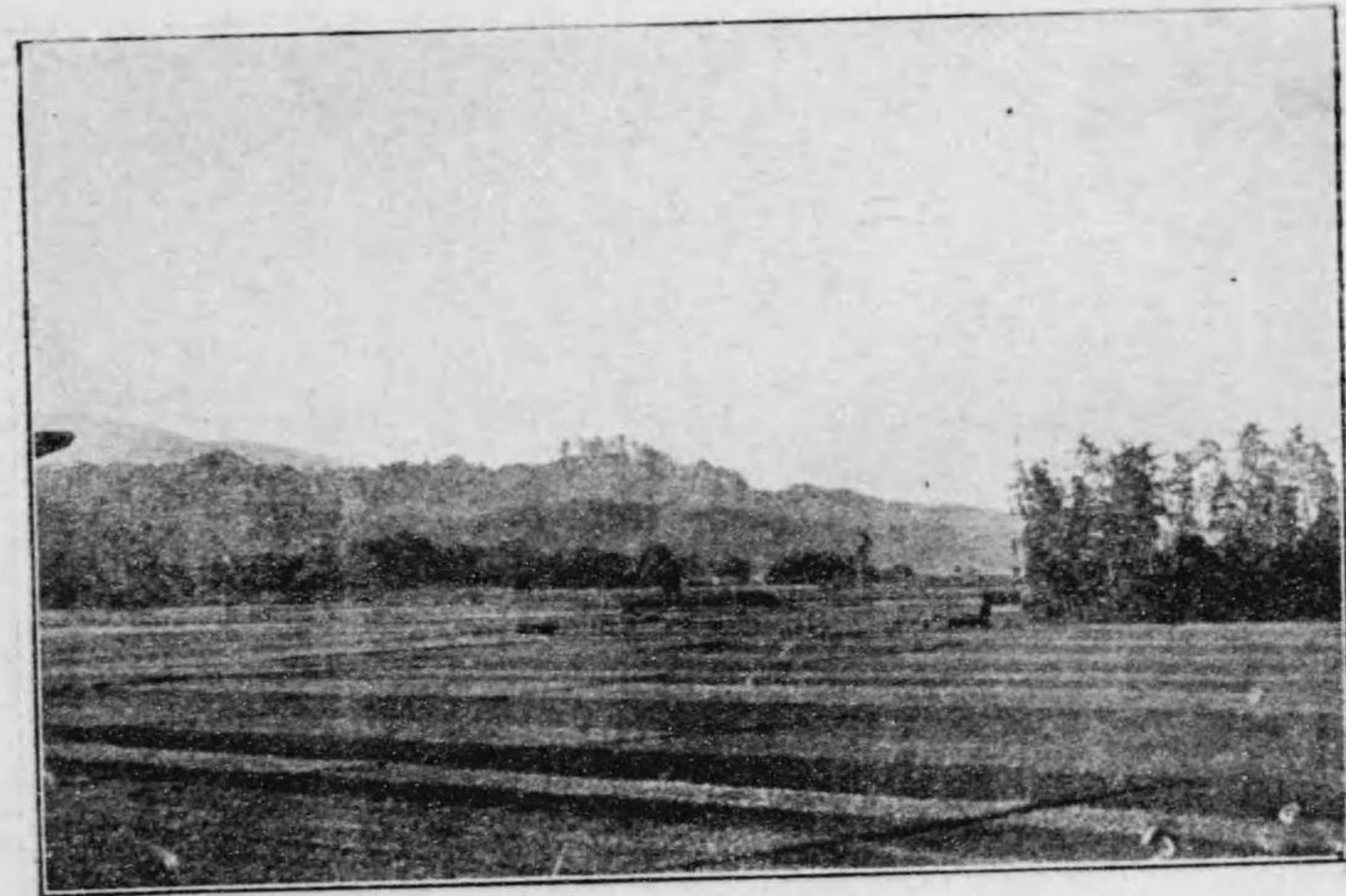
高濱市街



山 爪 高



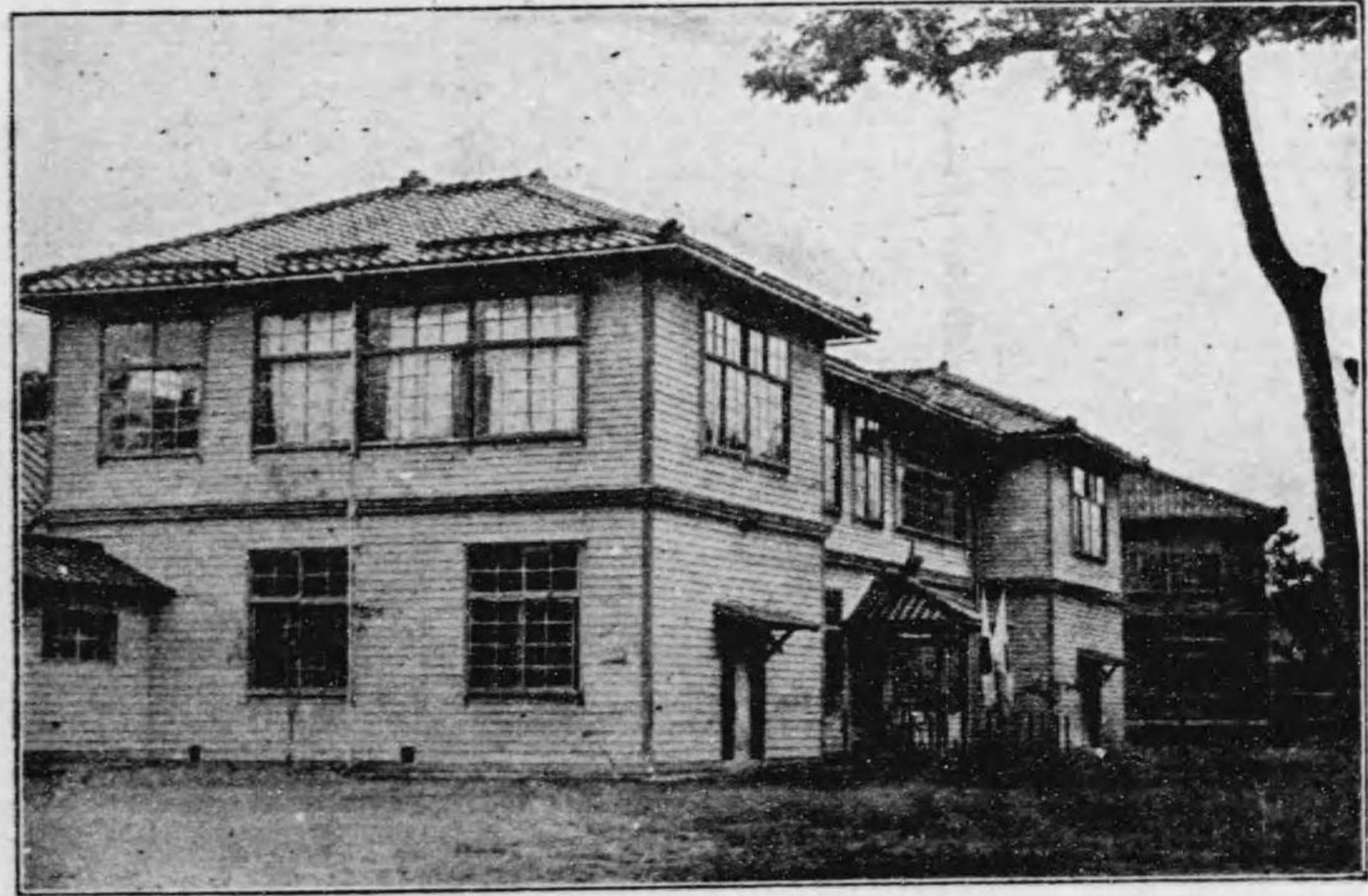
島 手 長



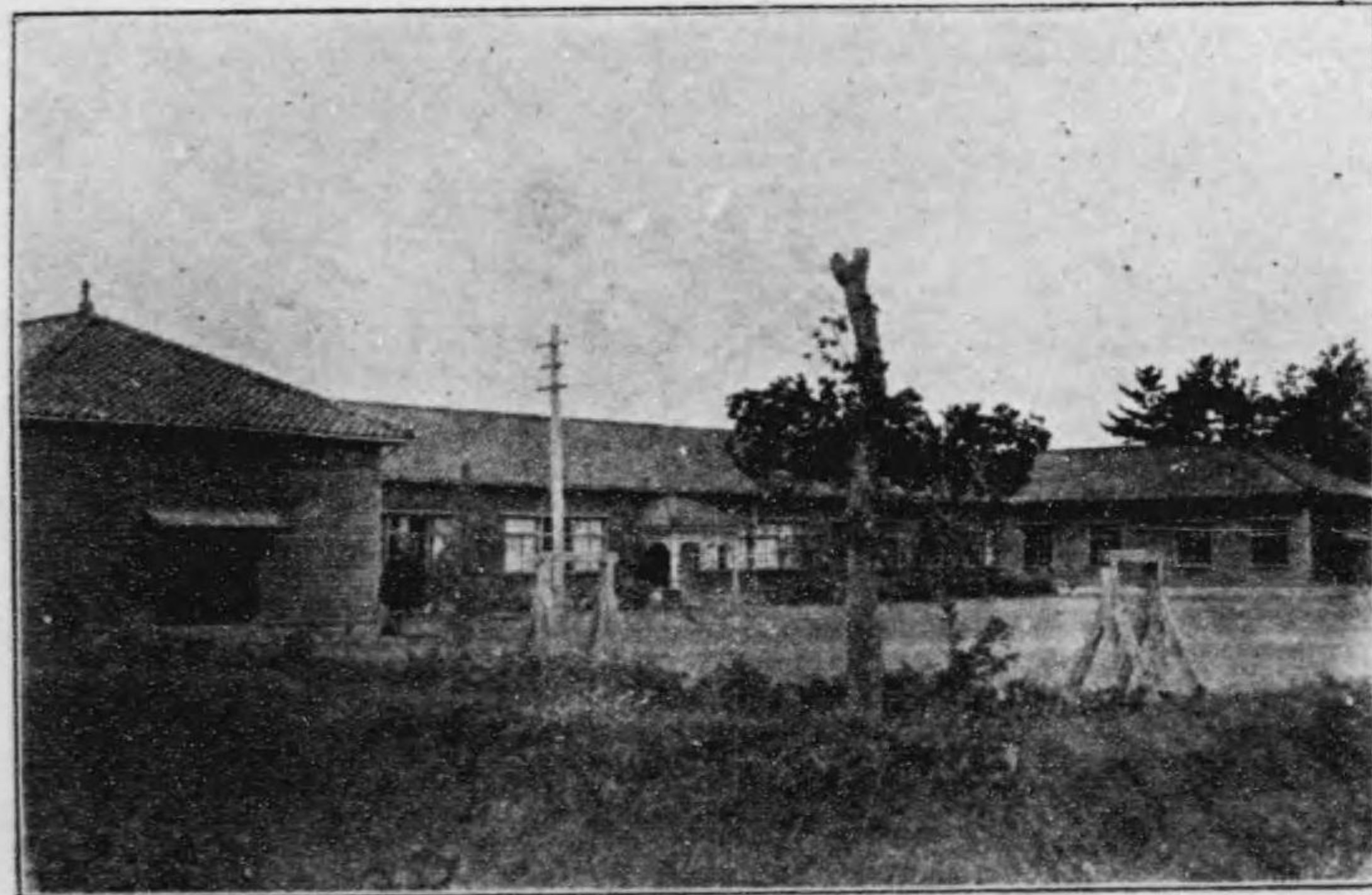
跡 城 森 末



撰 相 山 戸 廣



羽咋高等小學校



北川尋常高等小學校

羽咋郡案内

地理概況及沿革の概要

位置

本郡は石川縣の殆ど中央に位し、能登國の南部を占め東經百三十六度四十分より同百三十六度五十四分北緯三十六度四十三分より同三十七度十三分に亘れり

境界

本郡は東西に短く南北に長し南は加賀河北郡及越中西礪波郡に界し東は越中氷見郡及本國鹿島郡に接續し越中に接する方面は寶達山脉を以て限る北は本國鳳至郡に境し西は一帯日本海に面して所謂長汀と曲浦をなす

廣袤

廣は東を北邑知村字神子原とし西は西海村字千浦とし相距ること五里六町表は河合谷村字下河合とし北を稗造村字切留とし相離ること十四里五町なり

面積

二十六方里にして本縣(二百六十方里)の約一割又能登(百二十方里)の二割一分強を占む之を四郷に分別すれば如左

押水郷 五、三方里

邑知郷 六、四方里

志賀郷 七、三方里

富來郷 七、四方里

戸

口

古今の増減は詳悉し難きも最近拾ヶ年の累年比較を表示すれば左の如

し

| 年次 | 戸数 | | 人口 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 本籍戸数 | 現住戸数 | 本籍人口 | 現住人口 |
| 明治三十八年 | 一五、八〇九 | 一三、七九三 | 八五、四八五 | 七六、二四〇 |
| 全三十九年 | 一五、六〇八 | 一三、六五七 | 八四、二四二 | 七七、二二二 |
| 全四十年 | 一五、二二六 | 一三、四二九 | 八六、二六二 | 七八、〇〇〇 |
| 全四十一年 | 一五、四八九 | 一三、四四四 | 八七、〇四三 | 七八、四二〇 |
| 全四十二年 | 一五、三五四 | 一三、二五七 | 八七、五五五 | 七八、八四三 |
| 全四十三年 | 一五、八〇〇 | 一三、三三七 | 八八、一七八 | 七九、二〇七 |
| 全四十四年 | 一五、七六一 | 一三、二八九 | 八八、七〇二 | 七九、四二四 |
| 大正元年 | 一六、〇三二 | 一三、三四七 | 八九、一三三 | 七九、一九一 |
| 大正二年 | 一五、七三七 | 一三、六四五 | 九〇、一三四 | 七八、五八二 |
| 大正三年 | 一二、四三三 | 一三、五七四 | 九一、〇四八 | 七九、七〇〇 |

前表によれば戸数は四十年に於て人口は三十九年に於て最減少を來し以後漸次増加の徴

あるを見る

地勢

本郡は能登國の南に在りて石川縣の殆んど中央に位せり南は加賀國河北郡及越中國西礪波郡に界し東は越中國氷見郡及本國鹿島郡に接し北は本國鳳至郡と堺を限り西は一帶日本海に面す。

郡中四郷に分し押水、邑知、志賀、富來と稱す山多くして平地は全土の三分の一に過ぎず南は三國山脈加賀國より來つて東南寶達山と合し東志雄山となり鹿島郡石動山に連る北に高爪山あり鹿島郡の別所ヶ岳の山脈と合し更に分れて二となり一は直ちに西して千浦に至り一は富來志賀の間を経て終に海に盡く中央眉丈山あり鹿島郡より來つて日本海に莅む地勢東南は高く西北に低きを以て河水概ね西北に流る急流にして大河と稱すべきものなしと雖も灌漑排水の便あり地味は概ね肥沃にして農業に宜し沿海の諸村水産に富む又邑知瀉あり鹿島郡に跨り羽咋川により海に注く漁利多し

沿革

天正九年前田利家能登國の封侯となりし以來前田氏代々相傳ふ慶長十三年土方氏の采邑越中國新川郡の内一萬石の地と能州六十一ヶ村一萬石の地と交換す即ち郡内に於ては土方氏の所領舊十數ヶ村点在したり貞享元年事あり爲めに沒收せられ徳

川氏の有となる之を公領と稱せり元祿二年以來公領の内幾分を旗下に賜はる又公領に歸すること前後數回享保七年公領悉く前田氏へ寄田となる明治三年十月高山縣を以て公領及土方領を管せしめ同四年七月廢藩置縣と共に富山縣の所轄となる同年十一月七尾縣を置かれ能登二圓同縣の所轄に屬し明治五年七尾縣を廢せらるゝや石川縣の管轄に編入す。往時は羽咋鹿島の兩郡を口郡と稱し郡奉行之を管理し其下に十村を置き組を分ちて之を分擔し村治を統轄す明治三年十月十村を郷長と改め同月又之を里正と改む明治五年正月區を置き郡内を五區とす每區に區長兼郷長を置く同年三月區劃を改正し四大區とし各大區を四小區に分ち大區には戶長兼郷長小區には副戶長兼副郷長を置き村々に肝煎を總代、組合頭を助役と改め毎大區に區會所を置きたり同年七月大小區名を改めて第何區第何番組と稱し郷長副郷長の名を廢して町村の事務は都て正副戶長にて管掌せり明治六年八月戶長を副區長とし副區長を戶長とし町村總代を副戶長とし助役を副戶長心得とす同年十一月區長を廢し副區長を區長と戶長を副區長と改め町村には正副戶長を置く同九年十一月區方條例を發行し本郡を石川縣八大區とし更に之を小六區に分てり同十一年十二月郡區制を施き羽咋郡役所を羽咋村に置かる爾今各村若くは數村を聯合して戶長を置き同

四

二十二年四月町村制の實施に方り従前の村を合併して二町三十八ヶ村とし明治二十四年七月郡制を施行す郡制實施以來の郡長を擧ぐれば左の如し

| 郡長氏名 | 府縣族籍 | 在職期間 | 退職等の別 |
|-------|--------|------------------------------|---------|
| 平 壽 盛 | 石川縣士族 | 自明治十一年十二月十七日 至明治十三年六月十二日 | 依願免本官 |
| 野村彦四郎 | 鹿兒島縣士族 | 自明治十三年六月十二日 至明治十四年四月六日 | 京都府へ出向 |
| 宇野順美 | 石川縣士族 | 自明治十四年四月二十九日 至明治十四年十一月二日 | 死 亡 |
| 大橋永孚 | 石川縣士族 | 自明治十四年十一月十四日 至明治二十年九月十一日 | 死 亡 |
| 河瀬寛一郎 | 石川縣士族 | 自明治二十年九月二十八日 至明治二十三年六月十六日 | 依願免本官 |
| 小川清太 | 石川縣士族 | 自明治二十三年七月廿三日 至明治廿三年十二月廿七日 | 鹿島郡長に轉任 |
| 大野木克俊 | 石川縣士族 | 自明治廿三年十二月廿七日 至明治二十四年十月十六日 | 鹿島郡長に轉任 |

五

| | | | |
|-------|-------|------------------------------|---------|
| 安達正輝 | 石川縣士族 | 自明治二十四年十月十六日 至明治二十八年二月十七日 | 死 亡 |
| 大森孝次郎 | 石川縣平民 | 自明治二十八年三月十三日 至明治三十年五月十日 | 非 職 |
| 松島喜五郎 | 廣嶋縣士族 | 自明治三十年五月十日 至明治三十六年三月卅一日 | 江沼郡長に轉任 |
| 栗山富榮 | 石川縣士族 | 自明治三十六年三月卅一日 至明治三十七年七月廿六日 | 鳳至郡長に轉任 |
| 大津辰三郎 | 愛知縣士族 | 自明治三十七年七月廿六日 至明治三十九年三月廿四日 | 死 亡 |
| 土田伊藏 | 富山縣平民 | 自明治三十九年四月十三日 至明治四十年四月十二日 | 江沼郡長に轉任 |
| 山口信定 | 石川縣士族 | 自明治四十年四月十二日 至大正三年三月九日 | 江沼郡長に轉任 |
| 吉田直矩 | 高知縣士族 | 自大正三年三月九日 至大正三年八月二十一日 | 依願免本官 |
| 松本源祐 | 茨城縣平民 | 現 大正三年八月二十一日 在 | |

交通運輸

本郡の山地は全土の過半以上を占め、平夷の地尠く、河川二十餘流を有すれども溪流にしてまた多くは舟筏通せず、自然の地理は吾人に便を與ふること大ならず、然れども、幸郡内八哩の軌鐵を見、數條の假定縣道(二十九里六町)二百六十里餘の里道ありて、交通運輸の利便を與ふ。

その内、押水、邑知の南部に屬する地方は最も平夷にして、坦々たる道路よく發達すれども、志賀、富來の北部地方は山又山にして交通の便甚だ缺くる所あり。

本郡の宿驛は藩政の頃にありては、すべて六、外浦に、今濱、一の宮、神代川尻、富來あり、内浦に、飯山、子浦あり、今濱は加賀國河北郡高松驛を去ること一里三十四町にして、内外追分の驛たるに由りて恒に繁昌せり、一の宮は今濱より、二里十五町、神代川尻は一の宮より二里二十五町、富來は神代川尻より四里二十五町を數へ、子浦は今濱より、飯山は子浦より各一里十五町にして飯山より鹿島郡高島に至るに一里半を數へたり、又、神代川尻より鹿島郡大津に至る往還ありて相距ること二里半なり、但し廢藩以來此宿驛の制亦廢せり、主要道路左の如し

能登街道

加賀國河北郡高松より北して、本郡に入り、中沼、ニツ屋、免田、麥

生、宿を経て敷浪に至るを稱す、此の道程、二里九町、縣道なり。

八

内浦往來 敷浪より岐れて東北に入り、敷波、荻谷、荻市、子浦、菅原、杉野屋飯山、本江等を経て、鹿島郡境に到る此の道程五里二町餘に及ぶ縣道なり。

外浦往來 敷浪より岐れて、北に赴き、柳瀬、新保、粟生、羽咋、一の宮、柴垣狹谷、大島、高濱、川尻、町、安部屋、上野、大津、小浦、百浦、松戸、赤住、福浦、生神、領家七海、地頭町、里本江、中濱、大福寺等を経て、鳳至郡境に抵るゝもの是なり、此道程十三里十五町餘を算ふ、縣道なり。

箕打往來 能登街道の中沼より東に岐れ、瀬戸町、黒川、箕打、太田、上河合、牛首等を経て越中國西礪波郡境に至る、此の道程、三里餘なり。

向瀬往來 内浦往來の子浦より東して、石坂、向瀬、走入を経て越中國氷見郡境に達す、此の道程約三里なり。

氷見往來 内浦往來の飯山より東して白瀬、福水、神子原、菅池を歴て、越中國氷見郡境に達す、近年の開通にして、越中往來中の最良道にして縣道なり。

鐵道七尾線 明治三十三年八月二日の開通にして元七尾鐵道會社の經營せる所なり

りしも、後、國有となりぬ、本郡陸上交通機關として特筆すべきものなり、本線の停車場として其の本郡に在るもの四を數ふ、寶達、敷浪、羽咋、千路、是なり、その内羽咋寶達は公衆電報をも取扱ひ且羽咋は途中下車驛なり。

産業

本郡は其の南部北部は稍山岳的地なるも林産少し幸能登第一の廣き邑知平野ありて耕地は總反別の約三割一分を占め氣候溫暖溪流能く灌漑し到る處耕耘養蠶に適せざるなく沿海十九ヶ町村は漁獲物に富む翻つて商工業を見むか土地の僻陬交通の状態により商業は大半農業者の副業に屬し小賣營業を主とす工業も大資本を投じ原動機を備へて大製造に従事するもの極めて尠く其の大部分は家内工業に屬し尙未だ兼業の域を脱せず従つて人心一般に原料品の收穫に歸向し農業者最も多し試に郡民の生産状態を概記するに、

| 業別 | 農 | 工 | 商 | 漁 | 其他 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 従業戸數 | 九、一七三 | 八七六 | 一、三三三 | 九六 | 一、二九二 |

九

然らば是等の生業によりて産出する價額は如何大正二年末日は

十

| 種別 | 農産 | 林産 | 水産 | 畜産 | 礦産 | 工業 | 合計 | 一月平均 |
|-----------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|--------|
| 郡總額 | 三、九六、五五七 | 二四六、七二〇 | 三三、六三三 | 四三、二九八 | 一九五、九三三 | 一、〇四八、七五二 | 五、八八四、〇九三 | 四六、一〇〇 |
| 同前に對する歩合 | 六割八分 | 五分 | 五分三厘 | 七厘 | 三分 | 一割八分 | — | — |
| 縣總額に對する歩合 | 一割二分 (四位) | 九分 (五位) | 八分 (五位) | 七分 (六位) | 六分 (三位) | 三分 (八位) | 八分 | — |

にして一も縣下に誇るに足るべきなし郡民の層一層焦慮奮勵を要するものあり。

農業 總産額の六割以上を占むる斯業について調査するに有租地二万六千五百

十三町にして本縣該地(十八万二千九百八十七町)の一割一分強に當り耕地九千八百五十八町歩にして

本縣該地(八万二千三百五十二町)の一割二分に當り其の産額全縣の一割二分と一致するを見る更に耕地を農家一戸に割當つれば田七反九畝歩畑二反七畝歩となる

今大正二年末に於ける耕地反別を擧ぐれば如次

| 自作地反別 | 田 | 畑 |
|-------|------------|------------|
| | 三千三百五十六町五反 | 一千三百四十二町三反 |
| 小作地反別 | 田 | 畑 |
| | 三千七百四十九町 | 一千二百三十一町 |

耕地整理 本郡の耕地は其の反別九千八百余町歩にして農家一戸當り反別約八反歩なり而して其の區劃一般に狭少にして形狀不正交通運搬及灌漑排水の設備亦不完全なるが爲め耕作甚だ不便にして改良農具及牛馬を使用すること能はず多くは人力を以て經營せらるゝにより勞力を費すこと比較的多くして生産上の收利少なく且つ概ね濕田なるを以て二毛作を爲す能はず故に耕鋤法を改良し耕地管理の便益を増し土地の生産力を進め以て産米の増收を圖る等の根本的改良は主として耕地の整理に須たさるべからず而して該事業の益々發展を期せんがため明治四十年以來郡費より補助金を交付し又本年度より専任の技術者を置き其の指遣獎勵に努めつゝあり、
今耕地整理の狀況を表示せば如左

| 事業程度 | 個所 | 面積 | 積 |
|---------------|----|----------|----------|
| 換地處分の認可を得たるもの | 八 | 從前 確定 | 一三七、五〇〇〇 |
| 換地交付手續中のもの | 六 | | 一五二、九〇〇〇 |
| 工事の竣成せしもの | 一二 | | 九九、八五二七 |
| 工事着手中のもの | 七 | | 三〇三、四六一八 |
| | | | 二四一、一九七 |

既に工事の竣成を告げ着々其の効果を収めつゝある面積五百五十五町歩余現こ工事着手中のもの二百四十一町歩余其の他設計調査を了へたる地區數二十一其の面積一千四百四十町歩、尙現今設計調査中の面積二百町歩に達す而して工事施行の地區は何れも成績良好なるを以て曾て整理に反對したるものも却て之を唱導するに至れり。

米 麥 農産中の最たるは米麥を推さるべからず而して米麥作は古來より既に行はれ産額は年を逐ふて増加し大正二年の産額米は十四万石に餘り麥は一万六千石を越ゆるに至れり(十年前に比し農産總額貳倍以上に達す)今其の作付反別を見るに、

| 年次 | 米作付反別 | 麥作付反別 |
|-------|---------|---------|
| 三十七年 | 七、二五五、二 | 一、三二一、〇 |
| 四十一年 | 七、二七六、七 | 一、三四二、八 |
| 大正二年 | 七、二七三、四 | 一、一九九、九 |
| 十ヶ年平均 | 七、二七四、五 | 一、三〇一、九 |

にして十ヶ年前に比し米作付は十八町二反歩を増し麥作付は百十八町一反歩を減したり内麥作付の減少せしは蓋し桑園増加に原因せしなるべし左に農業施設の主なるものにつき概要を記さむ

一、鹽水選 毎年三月末より四月初に涉り各町村大字毎に日割を定め鹽水選の實行を奨励しつゝあり而して之か現況左の如し

- 所要種子 三千六百七十三石餘
- 鹽水選實行種子量 二千一百五十一石餘
- 鹽水選不實行種子量 千五百二十三石餘

二、牛馬耕 從來本郡の田地反別の七割は沼田にして牛馬を容るゝ能はず僅に參割の乾田中其の一割のみに田均荒起に馬耕をなしたるに過ぎざりき然るに爾來牛馬耕の傳習會馬耕競犁會等を開設し又縣及郡費より耕馬購入補助金を交付し之れか購入を獎勵せし結果現今は耕牛馬頭數千七百十三頭(内馬は九割)牛馬耕反別二千五百五十町余歩を越ゆるに至れり。

三、正條植 明治十五年以來大に米作改良を唱導し正條植を獎勵せしこと年ありしも未だ十分の効果を見るを得ず漸く左の狀況にまで進歩せり

縱横正條植 三百八十町六反歩
一方正條植 三千四百十三町七反歩

正條植を行ふ反別は全稻田の半を越ゆるに至れり

四、肥料 近時肥料の施用高漸く増加し今其の使用高を調査するに左の如し

(大正三年調)

人造肥料 二十一萬五千圓
推肥製造高 二百四十一萬五千貫

| | |
|-----|-------------|
| 廐肥 | 六百四十五萬八千貫 |
| 綠肥 | 百六十四萬三千八百五貫 |
| 燒土 | 六千三萬七千九百貫 |
| 海藻類 | 十一萬三千八百貫 |

前記の如く年を追ひて施肥量増加の趨勢なるを以て農家經濟上自給肥料の普及を計るは現下の急務なりとす故に堆肥製造及柴雲英栽培を極力獎勵し以て金肥を節約し一面肥料の經濟を計らんとしつゝあり。

五、害虫驅除 農家は概して浮塵子の豫防驅除に限り多少の注意をなすべき傾向ありと雖も多くの場合發生後に於ては自ら驅除するものあれども豫防を行ふもの殆んど稀なり螟虫其他の害虫に對しては豫防驅除の困難なるが爲めか浮塵子に於けるが如き感念なし本郡に於ては小學校兒童をして教師指揮の下に授業後螟虫の卵蒐を採集せしめ又郡地主會事業として大正四年度に於ては卵蒐採集の最多數を得たるものに獎勵金を交付し或は農事講習會等を開催し以て害虫の發生經過被害の狀況等を了得せしめ自覺的驅除豫防を行はしめんことに努めつゝあり。

六、麥二毛作 本郡は由來濕田多數なる爲め麥二毛作は不振にして田反別七千三百四十六町歩余に對し僅に百二十二町歩に過ぎざる作付にして其收穫高二千八百八十五石なり。

七、水稻採種田 由來本郡に栽培する品種は七十餘種にして雜駁なるを以て之れが品種の統一と收穫の増加とを圖らん爲め去る明治四十三年以來郡費を以て採種田八ヶ所乃至十ヶ所を設置し適當なる優良種を選定採種し之を篤農家に無償配布し種子の改良及統一を計りつゝあり。

養蠶 本郡養蠶の起因たるや、慶應三年前田藩廳は加賀、能登兩國八郡の畑步數一千萬歩の内二百五十萬歩を七ヶ年計畫を以て桑樹植栽を勸誘せらるゝと同時に、其の施業町歩に對する仕入金を七ヶ年賦に貸與せらるゝの恩典あり、本郡の農家は施業組を組織し、七ヶ年計畫を以て、三十一萬二千二百五十歩を、各郷に配分し、是に對する仕入金四千六百貫を借受け、桑園を開植したるは抑も養蠶の始めなりとす。

其後明治二十八年に至り蠶糸同業組合を組織し産繭品評會を開設し或は養蠶教師を各郷に配置して養蠶期中飼育上の指導を爲さしむる等其他種々の事業を施設經營し孜々蠶業

の獎勵に努め又郡に於ては共同催青場及殺蛹乾繭場等の設置を獎勵し斯く上下改良に腐心せし結果年々發達して其の産額縣下第二位を占むるに至れり今掃立枚數等を左に掲ぐ

(大正二年調)

| 比 較 | 本 郡 | 本 縣 | 掃 立 枚 數 | 數 | 量 | 價 格 |
|-------|-----------------------|------|-----------------------|----------|-------|-------|
| 一割四分強 | 六、五三 <small>枚</small> | 四、二二 | 六、四七 <small>石</small> | 一、九〇、〇一〇 | 一割五分強 | 一割六分強 |

尙大正三年に於ける本郡蠶況を擧ぐれば如次

| 數 量 | 價 格 | 數量百分比例 |
|-----|-----|--------|
|-----|-----|--------|

| | | | |
|-------|------|--------|-------|
| 秋 | 蠶 | 蠶 | 蠶 |
| 二、四三 | 一七五 | 三、一〇〇 | 五、一八 |
| 六九、五四 | 五、三五 | 一四、三八五 | 四〇、四六 |

桑園

養蠶の發達は飼育法の改良、技術の熟練等に依る外、桑園の改良増殖に俟つもの多し、是に於て縣は毎年相當經費を支出し是か奨勵を怠らず、本郡亦この意を体し明治四十至蠶業擴張七年計畫を立て爾來毎年二十万余の桑苗を下附するの結果品種の統一と老樹の改植、桑園の増殖等に於て、成績大に視るべきものあり、今や六百五十餘町歩を算するに至れり。

畜産業

大正二年末調によるに全縣の牛は一万九百三十八頭にして本郡は五百六十五頭全縣の僅に四分七厘に過ぎず馬は全縣九千八百八十五頭に對し本郡は實に二千三百二十二頭即貳割參分に上り縣下第一位の鳳至郡と殆ど伯仲するの狀態なれども牛

馬を通じて全縣の一割〇四厘なり。

然れども馬匹生産の趨勢を視るに近來交通の發達すると賃錢の上騰するに伴ひ單なる農耕蕃殖のみを圖らむとせば收支償はざるを以て頻年牡馬を講入し輓馬となすの風潮を醸生し逐年蕃殖力を減するの傾向あるは嘆すべきなり故に本郡將來の方針としては當業者に對し最も善良なる牝馬の購入を奨勵し以て生産力を回復するは焦眉の急務に属す。

今大正二年末調によれば馬の産額

| | | | | | | |
|---|---|-------|-------|-----|-------|-------|
| 種 | 類 | 現在數 | 牝 | 牡 | 年内出產數 | 年内斃死數 |
| 外 | 種 | 二四 | 一九 | 五 | 七 | 一 |
| 雜 | 種 | 一、六七七 | 一、四四九 | 四〇五 | 二六七 | 三六 |
| 内 | 種 | 六三二 | 三四一 | 二六五 | 三 | 三 |

にして全郡に亘りて飼養せらる其の中百頭以上を飼養する町村は左表の如し

| | | | | |
|-----|------------|--------------|------------|-----|
| 計 | 二、三三 | 一、六〇九 六七五 | 二六六 | 四九 |
| 河合谷 | 内 七 雑 三 | 中 庄 | 内 九 雑 七 | 一四六 |
| 中甘田 | 内 三 雑 五 | 堀 松 | 内 三 雑 三 | 一〇五 |
| 稗 造 | 内 二 雑 七 | 東 増 穂 | 内 二 雑 二 | 一五〇 |
| | | 西 浦 | 内 六 雑 六 | 一三二 |
| | | 加 茂 | 内 五 雑 九 | 一四一 |
| | | 南 志 雄 | 内 四 雑 九 | 一〇五 |

産牛は北部富來、鉦打、稗造、東西増穂の各村に畜養するもの多し大正二年調左の如し

| 内 種 | 種 類 | 現 在 數 | 牡 牝 | 年 内 出 産 數 | 年 内 斃 死 數 |
|-----|-----|-------|-----|-----------|-----------|
| 二 | | | 一 二 | 一 | 一 |

| | | | | |
|-----|-------|----------------|-------|-------|
| 計 | 五 六 五 | 四 五 二 一 〇 三 | 一 八 二 | 一 三 三 |
| 雜 種 | 五 四 七 | 四 三 八 一 〇 九 | 一 七 九 | 一 三 三 |
| 外 種 | 一 六 | 一 二 四 | 三 | 一 |

養 鶏 養鶏戸數五千二百六十二戸を算し全縣二万〇九百〇七戸の二割五分に當り禽數は三万千八百二十羽(一戸平均)にして全縣の一割九分に當り統計面にては共に縣下に冠たり然れども家禽價額及産卵價額に於ては共に第二位に降るの現象なり。

林 業 本縣民有林(九万五千六百)の一割四分(一万三千五百)を有する本郡が其の林産額は面積に比例せずして年額貳拾貳萬參百五拾貳圓を算し本縣(二百八十九圓)の約七分に過ぎず林業の前途尙遼遠なりといふべし今森林を林相により大別せば如左

| | | | |
|-----|-----|---|---|
| 林 種 | 面 積 | 摘 | 要 |
|-----|-----|---|---|

| | | |
|-------|------------------------|----------------------|
| 人工造林 | 一、六四五 <small>町</small> | 寶達山脉及別所嶽高爪山に接する群峰に多し |
| 天然雜木林 | 三、六〇〇 | 内二割強の赤松混淆林を加ふ |
| 天然赤松林 | 七、二〇〇 | 内三千餘町歩は松毛虫の蝕害地なり |
| 海岸黒松林 | 一、二〇〇 | 多くは人工に係るものなり |
| 末立木地 | 二、六六六 | 入會地薙畑跡地等の小柴地及海岸砂漠地とす |
| 計 | 一六、二六一 | |

更に營林の方面より本郡の民有林を觀察するに

| | | | | |
|---------|----------------------|---|----------------------|---|
| 大正三年三月調 | 森 | | 原野 | |
| | 箇所 公有 社寺 私有 | 積 | 箇所 公有 社寺 私有 | 積 |

| | | | | | |
|--------|--------|-------|---------|---------|--|
| 營林方法既定 | 五、二三五 | 一、二五四 | 九六、八、九 | 一、三三八、七 | |
| 營林方法未定 | 一九、五三一 | 四一八 | 三九八、〇、九 | 一、〇五、三 | |
| 合 計 | 二四、七八六 | 四一八 | 一三六、八、八 | 二、四一四、〇 | |
| | | | 九〇五 | 八〇三 | |
| | | | 九〇九 | 六六、八 | |
| | | | | 九二、三 | |

にして保安林編入のものは左表の如し

| | | | | |
|---------|----------------------|---------|----------------------|-------|
| 大正三年三月調 | 森 | | 準 | |
| | 箇所 公有 社寺 私有 | 積 | 箇所 公有 社寺 私有 | 積 |
| 公 有 | 二四八 | 六八四、〇 | 五二 | 九九、二 |
| 社 寺 | 二 | 一一、一 | 一 | 一 |
| 私 有 | 一、五三六 | 三六一、六 | 二三七 | 六五、二 |
| 合 計 | 一、七八六 | 一、〇四七、〇 | 二八九 | 一六四、三 |

次に植樹方面より見るに如左

| 大正三年 三月末日 | 新植 | 補植 | 天然下種 | 扁柏 | 羅漢樹 | 杉 | 赤松 | 黒松 | 椎 | 栗 | 櫟 | 樅 | 其他 | 合計 |
|--------------|--------|-------|------|----|-----|---|-------|--------|-------|-------|-------|-----|--------|----|
| | 八三、三三七 | | | | | | 九、八〇〇 | 三三、八〇七 | | | | | | |
| | 五七、四〇〇 | 三、〇〇〇 | | | | | | 三、〇〇〇 | | | | | | |
| | 二五、二四七 | 三、〇〇〇 | | | | | | | 二、〇〇〇 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 三、〇〇〇 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 三、三〇〇 | | | |
| | | | | | | | | | | | | 一〇〇 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 五〇〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | 六五、五四三 | |
| | | | | | | | | | | | | | 一、〇〇〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | 一三、〇〇〇 | |

然らば林野よりの産物如何今之を主産物副産物製造物に大別して擧ぐれば即ち如次
(大正二年調)

- 主産物 十五万七千六百九十八圓
- 副産物 二万九百八十七圓
- 製造物 七万八千九十九圓
- 合計 二十四万六千七百十圓 (縣下第五位)

工業 本郡の工業を概観するに末だ家内の經營を重んずるの舊態を脱する能はざるの憾あれども近時世運の進歩につれ漸次工場作業に推移するの傾向ありその中稍々観るべきものは羽二重機業なり而して本郡が縣下に於ける工業上の位置を考察するに

其の産出額九十三万五千六十一圓にして本縣三千五百八十四万七千七百二十六圓の二分六厘餘(第八位)に過ぎざるを見れば斯業の大畧推察するに難からず先づ工産額累計を見るに

| 明治三十七年 | 明治三十八年 | 明治三十九年 | 明治四十年 | 明治四十一年 | 明治四十二年 | 明治四十三年 | 大正元年 | 大正二年 | 十ヶ年平均 |
|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|-----------|---------|---------|-------|
| 一、二〇、四〇二 | 一、三、五、三三五 | 二、一六、三四五 | 二、一七、二五九 | 一、三六、八九二 | 一、二八、七三六 | 一、三、五、四八二 | 八〇一、三五七 | 九三三、〇六一 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | | | |

にして最近大正二年末の状況を見るに如左

| 品目 | 價額 |
|-----|---------|
| 蠶糸 | 三九、四〇七 |
| 織物 | 四八、五五三 |
| 瓦類 | 八八、九七三 |
| 酒類 | 一四三、三五六 |
| 醬油 | 二六、〇七六 |
| 藻製類 | 五〇、二三九 |
| 石灰 | 一三、七七四 |
| 其他 | 一七四、七九四 |
| 計 | 九三三、〇六一 |

水産業

本郡の漁獵は其の由來古し而して十五里餘の海岸線と(本縣百五十三里)周回三里半の邑知潟及數多の溪流を加ふるときは殆ど二十里餘の漁業線を有する本郡は各種の水産物に富み且漁業上有利の地位を占む然りと雖も從來地勢の關係交通不便の爲め斯業の發達を妨げられ爲めに計畫も容易に實行を見る能はざりしが今や交通の便漸次開け隨て魚獲物の處理運搬を便ならしめ延いて魚價亦騰貴の趨勢を示し其の他漁具漁法及製造の方法に改善を加ふる等近時大に其の面目を一新するに至れり即ち大正二年末調によれば水産年總額三十一万三千九百圓餘を算し本縣の二百七十六万六千八百圓餘の約一割二分(第五位)に當り過去十年前七万六千九百九拾圓に對比せば殆ど四倍を越ゆるの盛況にあり。

漁業の改良獎勵 近時漁具及漁撈の方法も進歩改善しつゝありといへども未だ全く舊套を脱する能はず常に沿岸の小漁業にのみ拘泥し或は時に共同的定置漁の如きものなきにあらされども漁族の沿岸に來游するを待つて漁るに過ぎず進んで漁場を沖合に擴め漁獲の増大を圖るもの稀なり是を以て明治二十九、三十の兩年には水産講習所の設置を獎勵して補助を與へ同三十二年には水産講習生を縣外に派遣し全三十三年乃至三十八年及

四十一年乃至大正二年の間にありては鰯沖取網延繩改良鰯刺網鮫旋刺網鯖焚入網等を新調するものには獎勵金を與へ其の他或は改良の漁具漁船を購入して貸付試用せしめ以て一般の改良を促せり

水産製造物の改良獎勵 現今に於ける生産物が常に需用と供給の均衡を失すること多くして價値の變動甚しきものあり水産物に於ては特に然りとす茲に於てか其の多獲の時は製造を施し以て後日相當の價を保たしむる必要あり仍て明治四十一年度には鰯搾粕獎勵の目的を以て搾粕器械を新調するものには補助を與へ更に大正元年度より本年度に亘り縣及郡費より補助金を交付し改良搾粕竈の使用を獎勵して之が普及を促したる結果佳良の成績を收めたり

今漁獲物の主なるもの及漁船數等を擧ぐれば左の如し

漁獲物の主なるもの

| | | | |
|-----|---------------------|---|---------------------|
| 真 鰻 | 九二、三九六 ^円 | 鯛 | 二九、〇五四 ^円 |
| 鰯 | 二一、六〇〇 | 鮪 | 八、八八〇 |
| 鯖 | 五、七六六 | | |

漁船數

一、二二二艘

鑛業

本郡の鑛産は金、銀、滿庵、燐硫化鐵、砂鐵にしてその中金銀は富來鑛山より採掘せられ年産額金は十八万八千六百六十五圓、銀は八千四百八十七圓計十九万六千六百五十二圓にして金は縣内總額十九万五千六百九十九圓に對し九割以上を占むる状態にして本縣の産金は實に本郡にありといふべきなり

商業

本郡は元來商業地にあらず、製産物を仲次する少數者を除けば、他は日用品を小賣するもののみ、今、大正二年度末調による、縣外への輸出入状況を掲げて商業状態の一斑を了せらるゝことを乞はむ。

縣外輸出入品價額を擧ぐれば如左

| 出入 | 産物 | | 農 | 畜 | 林 | 鑛 | 水 | 工 | 産合 | 計 |
|------|----|---|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---|
| | 輸 | 入 | | | | | | | | |
| 輸 | 出 | 入 | 四七、九六九 | 五、一五〇 | 四、九三四 | 一八、二一〇 | 一八、五三五 | 三三、四四五 | 七三、二二二 | |
| 輸 | 入 | 出 | 四五、七二三 | 四八〇 | 一六〇 | 四五、三三〇 | 一八、四九〇 | 一四、二四八 | 二五、四八一 | |
| 輸出超過 | | | 四三、二四六 | 四、六七〇 | 四、三三四 | 一六、八六〇 | 四、四五 | 一一、八三三 | 四六、七〇三 | |

特産物 今や産業の記述を了るに當り、特産物につき少しく記する所あるべし。即ち左の如し

本郡の特産として擧ぐべきものは、石灰、安部屋縮、産馬の外左の如きものあり記して以て一餐に供せむ。

若布 福浦村沿岸に産し、就中若布は其の質好良なるに由り、古より福浦若布の名

聲遠近に播し阿波の鳴門若布、伊勢の京若布と其の値相若く。

歌仙貝 増穂浦に産す、貝百歌仙、三拾六歌仙及六歌仙の三種あり、波濤のために

沙濱に打寄する貝殻にして、形容色彩各々相異り麗美なるを以て顯はる、是地の産は四百四種の多きに上るといふ。

藥草 多く寶達山に産す、黄蓮、車前草、苔參、羌活等の類なり。

モンベ柿 舊押水庄の各村に産す味殊に佳なるを以て名あり。

鮎 大海川に産するもの最も香味あるを以て名あり。

梨 邑知郷の各村に産す、その大なるものは一個の重さ四百目に上るものあり。

松露 邑知、志賀二郷海濱の砂地に産す其の味醇美なるを以て名あり。産額亦少か

らす。

絹糸蝦 羽咋川、邑知瀨に産す、其の繊細柔美を賞す。

牡蠣 一ノ宮村字瀧、上甘田村字柴垣、福浦の間一帯に産す。味殊に佳なるを以て名あり。

干瓢 中甘田村字福野に製す、殊に古より名高し、藩政の頃は是地の農夫助太夫之を藩主に献納し、又藩より之を徳川幕府に進献せり。

海苔 福浦村の沿岸に産す、古より地方名品の一に數へらる。

鰯刺鯖 西海村字風無に産す、古より聲價ある製品にして、藩政時代に在りては藩主の柴料として毎歳之を献納し、献納了へて後販賣せり。

教 育

本郡の教育に就ては、維新以前にありては特記すべきものなし、蓋し藩には、各術の師範家、家塾あり、農工商の者には特志の寺子屋ありて之を維持せしが如し、而して本郡の教育を論ずるには、先、小學教育を推さるべからず、以下之が大略を記述すべし。

小學教育

明治五年、斯學史上に著しき「邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん」との聖諭と共に頒布されし學制の内容を詳述するの要なかるべきも、各大區に學區取締小學巡講を置かれ、取締には、富永資善任せられ（巡講は不明）小學校は續て創設せられしは、後掲の表に徴すべし、就中六年羽咋村に設置されたる、羽咋區學校は本郡小學校の濫觴たり。當時の教則は各學校上下等各八級に分れ、上下合せて在學八ヶ年にして、六ヶ月を以て一級を修了したりしなり、此の間、當局は銳意、學校の設立保護、經濟、（分頭扶助金支出）就學等に盡し熱心以て獎勵企圖せし結果は、家に不學の徒なきの實に近く、校舎の設備は不完全に教員は不充分なりしも出席兒童は當時として非常に多數となれり。

學制を實施すること凡六年にして、十二年に至り、政府は學制を廢して、之に代ふるに教育令を以てせり、本令によれば、在學年限は八ヶ年とし、土地の狀況によりて四年迄に減することを得しめ、郡書記をして學區取締を兼ねしめ各學校下を其の學區とし學務委員を置き、其の翌年より縣に巡回教師を置かれ獎勵會も開き始めたり。十三年教育令の大改正頒布あり該令によれば在學年限は三ヶ年以上八ヶ年以下とし三ヶ年は已むを得

ざるものゝ外は必ず就學せしめ、初、中、高等に分れたり。十七年文部省より小學校及び生徒に賞與し、翌年、教育關係者にも賞賜せり、巡回教師を廢し小學督業を置きしも此の年なり。

十九年、小學校令發布、二十年實施せられ、小學校を尋常、高等に分ち、土地の狀況により、簡易科を設け尋常科に代用することとなり、小學督業も廢せられしは、斯界の一頓挫にして、高等科あるは羽咋、高濱の二校（押水、富來に分教場を設く）のみにて尋常科を併置するもの極めて少く、滔々として修業三ヶ年の簡易科多數となれり。

二十三年、復た、小學校令改正、二十五年より實施、簡易科全廢せられしかば悉く尋常小學校となりしもついで高等科も増加し、（高等は羽咋高濱の外、河合谷、北川尻、末森、子浦、飯山、土田、富來、鉦打、に設置せられ後、亦、樋川、南邑知を増し、近く上甘田、中甘田、下甘田、加茂、堀松、上熊野を加へ、更に、熊野、福浦、東増穂、西増穂、西浦、西海に併置されたり）遂日發展今日に及べり。今郡内小學校表を左に掲ぐ

小學校一覽表

(大正四年七月一日現在)

| 町村名等 | 小學校名 | 児童數 | | 學級數 | | 正教員數 | | 准教員數 | | 代用教員數 | | 計數 | |
|----------|-------|-----|----|-----|----|------|---|------|---|-------|---|----|---|
| | | 尋常 | 高等 | 尋常 | 高等 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 河合谷 | 河合谷高等 | 三三 | 三 | 六 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 四 |
| 南大海北 | 八野尋常 | 二六 | 一 | 六 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 四 |
| 北川尻 | 北川尻高等 | 二〇 | 一 | 七 | 一 | 六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八 | 四 |
| 大海組合 | 紺屋町尋常 | 一四 | 一 | 五 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 三 |
| 中莊 | 中莊尋常 | 二〇 | 一 | 六 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 四 |
| 北莊 | 北莊尋常 | 二四 | 一 | 六 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 四 |
| 末森 | 末森尋常 | 二六 | 一 | 六 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 四 |
| 末森外二ヶ村組合 | 末森高等 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 柏崎 | 柏崎尋常 | 三三 | 一 | 六 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 四 |
| 樋川 | 樋川尋常 | 二五 | 一 | 六 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 五 | 五 |
| 志雄 | 志雄高等 | 二〇 | 一 | 六 | 一 | 五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七 | 七 |
| 散田 | 散田尋常 | 一四 | 一 | 三 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 鉈 | 稗 | 富 | 福 | 熊 | 上 | 田 | 東 | 堀 | 志 | 高 | 加 | 下 | 中 | 上 |
| 打鉈 | 造 | 來 | 浦 | 野 | 熊 | 組 | 西 | 堀 | 加 | 濱 | 茂 | 甘 | 甘 | 甘 |
| 打鉈 | 入 | 來 | 浦 | 野 | 野 | 合 | 土 | 松 | 浦 | 濱 | 茂 | 甘 | 甘 | 甘 |
| 高等 | 釜 | 富 | 福 | 野 | 野 | 土 | 土 | 堀 | 町 | 濱 | 茂 | 高 | 高 | 高 |
| 高等 | 常 | 常 | 常 | 常 | 常 | 高 | 高 | 常 | 常 | 高 | 常 | 常 | 常 | 常 |
| 二九二 | 二二一 | 二三四 | 二二九 | 一九九 | 二二二 | 五〇七 | 二九七 | 二二八 | 一六六 | 三六三 | 二四五 | 三三九 | 二八八 | 二六六 |
| 三 | | 九 | 二 | 三 | 三 | 四 | 三 | | | 九〇 | 二五 | 三〇 | 二九 | 二四 |
| 六 | 二 | 五 | 七 | 三 | 五 | 一 | 六 | 六 | 五 | 六 | 六 | 七 | 六 | 六 |
| 一 | | | | | | | | | | | | | | |
| 四 | 一 | 三 | 四 | 二 | 四 | 二 | 九 | 四 | 四 | 二 | 五 | 四 | 四 | 三 |
| 二 | | | | | | 四 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 四 | 一 | 三 | 五 | 二 | 五 | 二 | 九 | 四 | 四 | 三 | 六 | 四 | 五 | 四 |
| 三 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一ノ宮 | 越路野 | 村組合 | 羽咋外 | 羽咋外 | 粟ノ保 | 富永 | 若部 | 中色知 | 北色知 | 北色知 | 南色知 | 北志雄 | 南志雄 |
| 一ノ宮 | 千路 | 柳田 | 羽咋 | 羽咋 | 粟ノ保 | 富永 | 若部 | 中色知 | 飯山 | 菅池 | 飯山 | 向瀬 | 針山 |
| 一ノ宮 | 千路 | 柳田 | 羽咋 | 羽咋 | 粟ノ保 | 富永 | 若部 | 中色知 | 飯山 | 菅池 | 飯山 | 向瀬 | 針山 |
| 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 |
| 二六六 | 一六四 | 一三五 | 六六九 | 二七九 | 二四三 | 二二六 | 二六三 | 二〇 | 二四 | 二〇三 | 二〇三 | 九 | |
| | | | 三三 | | | | 一四三 | | | | 六 | | |
| 六 | 四 | 四 | 一 | 六 | 六 | 六 | 六 | 一 | 三 | 六 | 六 | 五 | 三 |
| | 六 | | | | | | 四 | | | | | | |
| 三 | 二 | 二 | 四 | 七 | 三 | 四 | 三 | 三 | 二 | 一 | 二 | 四 | 四 |
| 一 | 一 | 一 | 三 | 三 | 二 | 一 | 二 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 四 | 二 | 二 | 五 | 八 | 三 | 四 | 三 | 四 | 三 | 一 | 二 | 四 | 四 |
| 三 | 二 | 二 | 五 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 東增穂 | 東增穂 | 西增穂 | 西增穂 | 西增穂 | 西增穂 |
| 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 | 高等 |
| 二五七 | 二七二 | 二八 | 二五 | 三四六 | 二〇三七 |
| 六 | 三 | 一 | 三 | 元 | 一、三五五 |
| 六 | 四 | 三 | 六 | 六 | 二五五 |
| 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 三九 |
| 四 | 二 | 二 | 四 | 三 | 一六三 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 五九 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一〇 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三九 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一八 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二七 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一九二 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二五 |

名所舊跡

羽咋海 羽咋町附近の海濱一帯を稱す相傳ふ往古羽咋の入海は極めて大にして今の邑知潟に接續し遠く子浦の邊まで灣入せりと天平二十年國守大伴家持氣多神社に參拜したる時和歌あり萬葉集に載せらる

赴參氣多大神宮行海邊之時歌

之乎路可良多太古要久禮婆波久比能海安佐奈藝思多理船梶母我毛

北は瀧岬突出し南に加ふ白山々脈及遠く南越の諸山を望みて風景雄大且つ海水清冽遠淺なるにより海水浴場に好適するを以て近時海岸に亭榭を設くるものあり。

松本源 誌

石衝別命御墓

風てよし荒れてもよろし羽咋の海沖のなかめはこちよくして

羽咋神社の境内に在り御陵山と稱す相傳ふ命此の地に薨し給へる時庶民茲に御墓を築き永へに其恩徳を祀せりと往時は四周に湮壟を繞らし規模頗る大なりしが今猶喬木挿濕柯を交へ翠を攢めて古色蒼然たり附近に大谷塚、姫塚、寶塚、痛子塚、八幡森、藥師塚、落場塚の遺あり皆命に關する舊跡なり。

唐戸山

羽咋町の郊端に在り地形凹陥して宛も摺鉢に似たり相傳ふ往古石衝別命薨去せられし時陵墓を築くが爲に是地の土砂を取りしかご其跡今に至るも埋まるゝことなしと異説に曰く其時蝦夷の歸化人も亦土人と共に役に從ひしかば是山を唐人山と稱へしを後唐戸山に轉訛したるなりと毎歲角觚の會あるを以て名あり。

大中津日子命御墓

下甘田村字二所宮に在り兆域四十八間高四間相傳ふ垂仁天皇の皇子大中津日子命曾て此の郷に留まる薨去の後土人此に葬り墓守として極樂寺等數坊を置けりと又近傍に命の烏帽子を藏めたりと云へる塚あり。

末森城跡

柏崎村地内に在り又末守に作る其城跡は字南吉田の東なる山上に在り今猶分明にして一部は纔に荒廢に歸せりと雖ごも喬松鬱葱たる處以て當時の形勢を髣髴

の間に認むるを得へし此障徼の古は今知るべからず天文十九年五月游佐續光本國に侵入したる時會々土肥但馬四万石を領して是城に在り川尻に出で、其前途を遮りたりと之を末森城主の名の見はるゝ始めとす次て天正八年柴田勝家加賀に入りて賊を撃ちける時佐久間盛政其命に依り來りて是城を攻む堡主本多三彌、西郷新太郎等防くこと能はず加賀國に走りて河北郡鳥越の弘願寺に入り盛政の爲に尾撃せらるる十一年前田利家命して土肥但馬の弟伊豫を是城に居らしめ既にして又要害を修補して奥村永福を本丸に千秋範昌を二丸に土肥伊豫を三丸に置く以て封界を守らしむ十二年九月佐々成政越中國より來り侵し兵一万五千を率ゐ礪波郡宮島より本郡澤川に抵り牛首を経て先陣は吾妻野天神林に陣し本陣は坪井山の麓に依りて營を設け成政別に其將神保父子に兵四千を以て北川尻に成し加賀より援兵の來るに備へ翌日前軍野々村主水等兵凡八千麥生より駒ヶ嶽黒谷に上り鼓噪して城下に迫り野入平右衛門等亦城の一方を攻め成政も亦吉田口より前進し自ら指揮して兵氣を勵まし其勢頗る猛烈なり伊豫之に死す會々霧雨冥濛山路泥濘にして進退便ならざりしかば成政退きて坪井山の本營に在り已にして城中糧竭水乏しく窘蹙するこゝと殊に甚だしかりければ翌日書を飛ばして急を加賀國尾山城に告ぐ尾山は後の金澤なり

是に於て利家兵一千を以て來り援け加賀國高松に到りて甲を擯し板を啣み今濱に達せる頃兵二千五百に及び後軍五六百騎亦川尻川に抵れり時に越軍始めて之を知り大に驚きて之を防がんごせしに翌曉偶々今濱の左なる一沙丘の上に前田氏の旋旗風に翻り吶喊雷の如し成政乃ち急に城を攻めしかば利家亦進みて其軍に迫り城將永福等亦城中より出て越軍に當り越軍向背に敵を受けて敗走し復た支ゆるものなかりしかば利家の軍尾撃して首を斬ること七百五十級隊將の首十二級を獲たり利家乃ち城に入る既にして成政歩騎八千を以て來り政めんどせしかご圍を解きて去れり。

征夷のみか權もつきても守りたる名は末森に残りけるかな

松本源祐

徳田城跡 東土田村字徳田、字館開に跨りて在り一書に東八十間許西八十二間許南六十八間許北七十二間許東西に小川を帯ひ北壘の形劣に存し其餘は鋤して田隴と爲せりと文治年中得田次郎章通始めて源頼朝より本郡得田保地頭職に補せられて土田、得田の領主と爲り章通より章信、惟章、章家、章時、章仲、章名、章親、章利、景章、光章、知章、了章、俊章、成章、章種に傳へて秀章に至るまで累世此に居城せり天正中會々上杉謙信本國に亂入せし時盛章及嫡男章種は鹿島郡荒山に戦死せり章種又盛芳と云ふ。

富木城跡 八幡の高野又岡に在り表六十間許延四十三間一方は山尾に連り三方は卑垣の地なり今は鋤して田畝と爲せしかど中古までは塹迹を存せり相傳ふ往時岡野某此に居城せりと故に岡野城とも唱へり天正五年上杉謙信來りて之を奪ひ其將藍浦長門を置きしかど譽田彈正來り攻め長門自刃して城陥る八年織田信長此に福富行清を置きて州事を知らしめしかど明年行清美濃國に歸りてより城遂に廢絶せり。

戰場端 北邑知村字飯山、中邑知村字中川の境に在る小丘を稱す七尾街道に沿ひ邑知の平野は前面に展開して田疇の間里落參差たり邑知潟は明鏡の如く湖邊に瞰して眉丈山あり山勢遠く延ひて風景甚だ勝る壽永年中平軍木曾義仲の軍と此に接戦し天正年中長連龍此に兵旗を樹てたり。

寶達山 古に在りて既に黄金を産す故に寶達の山名ありと天正九年前田利家封を本國に受けて入部し直ちに寶達山に於て金礦の採掘を創め豊臣氏に乞ひて後藤用助を碎し其生金銀を以て貨幣を鑄造し封内に通用して大に武備を齊ふ世に之か加賀大判梅輪小判なりと稱せり此年收額多くして最も盛に出てし年は大判三千五百枚に超へたり寛永

五年十二礦舖崩陥して工夫非命に斃るゝ者衆越えて七年春更に條目を出し再興を計りしかど終に其計を果さずして廢す爾後間々人ありて回復を計り寛永元縁の頃猶金礦を掘り得たりと雖も毎ねに中廢して永く之を繼ぐ者なし。

見渡せば黄金とはかり思ひけり雪のかすめる寶達の山

松本源祐

志雄山 寶達山より鹿島郡碁石峰に至る一帯の山脉の稱呼なり往昔志乎山と呼ひし頃は羽咋の海深く灣入し志乎神社鎮座の邊は斷崖絶壁にして海に斗出せし荒磯なりと古今集に

志乎の山さし出の磯に樓む千鳥君か御代をは八千代こそ啼

讀人不知

壽永二年五月平氏は源義仲を討たんと欲し大軍を發して越中國に入り維盛行盛忠度等は兵七万を以て加越國境の俱利加羅峙に陣し通盛知教等兵三万を以て志雄山に軍す義仲來りて自ら維盛等に當り源行家は通盛に當る通盛乃ち大に行家の軍を破りしかど會々義仲は維盛等を撃ちて通盛等に迫りしかば通盛遂に支へずして退き走れり矢雨蹄雷好箇の遺跡も今は杜鵑恨を呼ひ故角愁を吹くのみ。

福浦港

大瀨水瀨と稱する二個の穹灣より成り藻崎其中央に突出し斷崖峭立頗

る風致に富む此地往古福良津と云ふ渤海國使等屢々來着せしこと續日本紀三代實錄等に見え明治三十七八年の交縣費一万三千圓餘を投じて本港を改良浚渫を行ひ沿海航路の避難所として設備完成す蓋し本國外海唯一の良港なり。

舟人のこゝろもいつか浮女のくちにのり入る能登の福浦

松本源祐

増穂浦

富來村字地頭町より西増穂村字酒見に至る海濱を稱す白砂一帯玉を敷けるが如く山光水色と相映して景趣頗る佳絶なり往古大伴家持か國守たりしとき萬葉集に載する泊船觀月の興趣を爲したりと云ふ長濱灣は實に是れなりと此の地歌仙貝を産し其形容色彩は麗美を以て著はる。

増穂浦ひろふも惜しと歌仙貝あかぬなかに日も暮れにけり

松本源祐

松ケ下港

増穂浦の西北千浦の海士岬海に突出し水深く灣入する處にして深さ十尋に余り大船巨舶の繫泊に便なるが故に明治三十七八年以後外國艦隊屢々來泊す荒木富來村字地頭町の海岸山脚海に逼る處にして巖屏立し谿水は潺湲として樹陰より落ち來り宛然一幅の畫圖の如し明治十四年斷崖の下墜道を穿ち車馬の通行に便す。

邑知瀉

千路瀉、菱湖の別稱あり神社々記には間々大内瀉、大蛇瀉等見ゆ湖邊

平遠邑知野の田闢け樹連り人家其間に點綴し湖邊に眉丈山ありて山勢遠く延き湖光山色相掩映して眺望甚だ佳なり相傳ふ永仁の頃館中將監是邊に近江八景を模せりと其名勝詠歌今傳はらず。

松本源祐

夕風に波も涼しき邑知瀉ひかりと見しは鰯の飛ふなり

瀧

この地には往昔瀑布あり竹叢あり由りて是邊を瀧津瀨の里と稱へ又竹野津、竹野浦とも呼へり口碑に曰く是地古に在りては糧艘商船常に輻湊したる港なりしかご後ち衰へて纔に一の寒落となれりと又曰く天平年中國守大伴家持勅使として一宮に詣てける時

越路野をさし出見れば邑知瀉氣たかく見ゆる瀧津瀨の里

都より思ひ越路の竹の津に一夜の内に雪はふりける

の和歌を詠せりと又説を爲して曰く竹野津、竹野津などは中古に於ける一宮瀧諸村海濱の名なり瀧村の別名に非すと又曰くキタの轉倒せるなり氣多大神著船の地なるを以て往古は氣多の浦と云ひしを後ち瀧に轉訛せるものならんかご

一宮と瀧との境に瀧ありて往古は山茂り大木あり余程の瀧なりしに依りて瀧村の名あ

り又昔は瀧の津とて繁昌の津なり（中畧）竹の津と云ふは今の野村邊にて昔大竹敷にてありしより云へりこ 「能登名跡志」

一ノ宮村と稱する海濱を中古には竹の津と稱せり竹は多氣にて氣多の轉倒語なり近村に瀧と云ふ所あるもタキタケ同音なり其他接續の地に瀧谷といへるあるも都で此の近郷一區域を多氣といひたるへし其元は氣多の稱語の一變せしものと決す「羽咋海備考」

樽見瀧

寶達山の東に懸り兩條注下す或は之を陰陽瀧、雌雄瀧と稱す其一は庭

鳥坂に發し一は樽見淵に源す樽見淵は俗に蛇池と稱し方圓二湫あり廣各々九尺に過ぎずと雖ども霖雨に溢れず久旱に涸れず兩流相合して子浦川の源と爲る舊記に曰く一の雄瀧は月の上半必ず銚子口より落ち越中國永見庄久米川の源となり一の雌瀧は月の下半必ず洞口より落ちて子浦川となり後ち雄瀧も亦子浦川の源となること。

吹上瀧

牛下の海岸に在り海風急なれば則ち水を噴上す餘沫は飛散して雨の似し亦寄觀とす。

長手島

長手島は一名長島長門島と云ふ柴垣の濱にあり海中に突出すること三百間余細長にして手を伸すが似く冬は則ち島嶼の如し島上に松樹數株ありて翠線滴らん

とし漁舟は之を望標とす又小龜あり中に七面佛石像を安す島の旁近に奇石椎礁多く殊に面浦礁又の名を笠線岩といひ周回約三十間許平圓なること盆に似て水面を下ること三尺白砂青松相映帶して風景頗る佳なり。

たへかたき曇さもいつか忘れけり長手の島の沖津夕風

松本源祐

辨天島

志加浦村字安部屋の海岸に在り陸地を距ること約五丁なれども退潮の時足は濡さずして行くを得島上方約二十間巖石落々青松繁茂し中に辨天祠あり又清水空出す近歲荆棘を薙り衆人の縦覽に便にす。

碁盤島

福良の海中に在り全島岩盤にして内に小池あり清冽なる淡水を湛ゆ。

巖門

福浦の海中に在り巨巖海中に突出し中洞貫通して門を爲くる長三十間許以て小艇を行へし其狀宛も函谷の雁門に髣髴たりと巖頭稍々夷にして眺望又佳絶なり。

鷹巢巖

鋭尖恰も笱の如く屹立數十仞福浦の海中に在り數株の老松鶴翅を張り觀望甚だ美し。

機具巖

福浦を距る里餘富來村字領家七海の海中に在り其狀宛も機具の如し。

織姫のたてしや磯の襪具岩にあや織りかくる波のかすく

讀人不知

關野端

西浦村字笹波の海岸に在り巖重疊して突出すること約八丁判官堂、

兜岩、大天井、望火樓、竈藏、船隱岩等の名あり詭形名狀し難く間虧少からず初めて此に入る者毎に迷離すと云ふ古來文人墨客の本國に杖を曳く者必ず此に遊び詩趣を探くるを以て其名遠近に著はる。

神社

國幣中社氣多神社

(一ノ宮村字一ノ宮寺家鎮座 羽咋一ノ宮寺家間一里三町)

氣多神社は大已貴命を祀れる式内名神大社にして氣多大神一ノ宮大神又は能登大神と號す上古本國に恠賊衆多く邑知灣に毒蛇潛み衆民之に病む命由りて越の北島より來航し神門島に着き國中を巡りて恠賊を討滅し又諸神を率ゐて毒蛇を射殺し遂に此の地に行宮を造り國內を治め給ひし神跡なり崇神帝勅して社頭を造營し給ひ勅使下降して遷座の式を營み神功皇后は潮満瓊を納めて以て仲哀帝三韓征伐の際に於ける當社八千才神の加護を報賽し給ふ仁德帝の時勅して社領を加へ清寧帝の時宣下して神領を定め給ひ天平神護の

初め神封三十戸神護景雲二年又神封二十戸田二丁を賜る延暦三年正三位嘉祥三年從二位貞觀元年從一位寛平九年正一位に叙せられ仁壽三年封戸十畑位田二丁を加へらる承平元年勅して神寶寄附及社頭造營の事あり建武年中國中正稅十分の一を以て社頭を造立し康暦元年神領千五町を補へ置かれ文明四年本國の守護畠山義統武運を祀りて神輿を七尾城下に移す天文十二年初穂献上に由り後奈良院宸翰を下し給る是より先き數度給旨令旨院宣の類を下し給ひしかども多くは天文二十一年兵亂の爲めに社頭を破却せられたる時に燒亡せりと云ふ永祿四年本國の守護畠山義綱勅許を得て社殿を改造す當時猶神領三千石を有せりと云ふ本社は天長六年奉幣祈雨の事ありて以來屢々五穀豐熟攘疫祈雨等の爲めに幣帛を奉せられ古は社地廣大にして數十一万歩に涉れりと云ふ既にして前田氏本國を領するに及び天正十二年諸殿を造營し慶長十六年講堂を建て以て疾疫の祈禱を報賽し延寶八年復た本殿、攝社、隨神門、神門、廻廊、護摩堂、鐘樓等を造營し爾來恒に營葺を加へ社頭亦漸く増して三百五十石に至れり明治四年國幣中社に列せらる本社に平國祭あり神輿は本郡及鹿島郡に渡御あるを例とし又鶴祭、追澄祭、御贄祭等の諸事多し又夫の潮満瓊並に源賴朝寄附の大刀等を藏め後奈良院宸翰は國寶に境内攝社若宮神社は特別保護

建造物に各指定せられたり。

年高くしける氣多の神杉は萬代かけて御代を守らむ

松本源祐

縣社羽咋神社

(羽咋町鎮座)

羽咋神社は石衝別命を祀り石城別王弟苜幡刀辨命を合祀せる式内社なり垂仁帝の御代皇子石衝別命是土に來られ平定鎮撫の功勳少からず教化を布き稼穡を奨めて終に薨去し給ひしかば庶民哀悼して羽咋神と追稱し御墓を築きて厚く葬り奉る後世國守郡司等常に崇敬して供給を充たし規模頗る壯麗なりしかば屢々兵亂の爲め漸く衰へたりと云ふ本社神事相撲は古來有名なるものなり。

千早振羽咋の宮の老松に豊年見へて積るしら雪

松本源祐

縣社菅原神社

(南邑知村字菅原鎮座)
(菅原羽咋間一里十二町)

菅原神社は菅原道眞を祀り菅原天神と稱す天徳四年の勸請に係り護國山菅原寺と稱して國守郡司の祈禱所なりしかば屢々兵燹に罹りて規模漸く衰ふ會々新宮城主墨又出羽寺は社領粟百俵を寄附し尙三十六坊ありしかば兵亂の爲に退轉せり天正十二年前田利家本社に詣て利運を祈り社領社僧を附せりと云ふ

菅原の根さしふかめて行末のさかえはつきし神のみやしる

奥村榮滋

縣社大穴持像石神社

(一ノ宮村字一ノ宮寺家鎮座)
(羽咋一ノ宮寺家間一里三町)

大穴持像石神社は大穴牟遲命を祀り少彦名命を合祀す式内社にして俗に大穴持宮と稱し今は國幣中社氣多神社境外攝社たり貞觀二年官社に列せられ歷朝の崇敬厚くして毎に叙位奉幣の事あり建武年中後醍醐帝勅して國中正稅十分一を以て氣多神社と共に改造し給ひ應仁文明の交兵亂の爲めに社頭悉く破却せしかば永錄四年本國の守護畠山義綱之を造營して社僧を置く藩主前田氏に至り屢々改築修葺の事ありと明治維新の後ち項神社と改號せしかば復た舊稱に復したり。

縣社高爪神社

(西增穂村字大福寺鎮座)
(羽咋大福寺間十里廿町)

高爪神社は日本武尊を祀り號して高爪明神と云ふ往時内宮に日本武尊等六柱を祀り六社宮と稱し外宮に奇稻田比咩命等三柱を祀りて之を高爪神社と稱へ數十の神家社僧常に奉仕し蓮華光院大福寺之を統ふ嘗て持統文武兩帝相尋て祈念所となし給へり天正年中社殿伽藍は舉げて兵燹に罹りしかば藩祖前田利家命して内宮外宮及講堂を造營し別當に金龍山大福寺を置く是時外宮に僧行基作觀世音像を安して觀音堂と號す慶安三年前田利常寺

社料二十石を寄附し明治維新の後内宮を今の社號に改めたり羽咋郡長松本源祐奉宣使として参向の折和歌あり

仰き見る高爪山の神さひて増穂の浦は波風もなし

郷社志乎神社

(樋川村字萩島鎮座 羽咋萩島間一里十四町)

志乎神社は素盞鳴命を祀れる式内社にして健取明神の稱あり古より志雄莊の總社とす崇神帝の時の創建にして中古は多く社領を有し社人社僧ありしかど壽永の亂に逢ひて荒廢せりと云ふ。

郷社椎葉圓比咩神社

(上甘田村字柴垣鎮座 羽咋柴垣間二里一町)

椎葉圓比咩神社は椎葉圓比咩命を祀り式内なりと稱し初め柴垣宮と唱ふ往時領主土田彈正忠廣代官館中將監等嘗て社殿を修營し神領を寄進せしかど屢々兵亂の爲めに社頭を破壊せられたり社傍に古墳ありて椎葉圓比咩命の御墓なりと傳ふ。

郷社諸岡比古神社

(下甘田村字二所宮鎮座 羽咋二所宮間四里九町)

諸岡比古神社は大中津日子命を祀り伊弉諾命、伊弉册命を合祀す式内なりと稱す上古大津日子命本國に來りて鎮撫功を樹て黎庶德に懷く命薨して後ち祀を建て、齊記す源賴

朝嘗て社殿を新にし神領を寄せ本國の守護畠山氏亦神領を附して祈願所となし當時は社地廣く規模宏なりしと今猶附近に大門鳥居橋總門地神樂田大宮屋敷等の遺跡あり。

郷社小濱神社

(高濱町字高濱鎮座 羽咋高濱間三里廿三町)

小濱神社は承應二年天照皇大神豐受大神を勸請して神明宮と稱し明治維新の後今の社號に改めたり。

郷社神代神社

(堀松村字神代鎮座 羽咋神代間四里九町)

神代神社は宇賀魂命を祀れる式内社にして俗に加久彌明神と稱せり往時是地方は神田即神戸の郷にして崇神帝の御代に初めて伊勢外宮の神を齊祀せりと傳ふ歲毎に採苗神事御田植神事ありて今猶御田植神事を修し神輿渡御の式あり嘗て本國の守護畠山滿則多くの神領を寄附し累世崇めて供給を實たしたりと云ふ。

郷社建部神社

(富來村字地頭町鎮座 羽咋地頭町間八里廿三町)

建部神社は日本武尊を祀り古へ鳥の宮と稱す因りて郷の名を鳥來と呼へりと傳ふ鳥來は後富來に改む。

郷社藤津比古神社

(鉦打村字藤瀨鎮座 羽咋藤瀨間十一里十七町)

藤津比古神社は式内社にして景行帝の時の勸請に係る上古藤津比古神是土の諸妖を伐ち夷らけ民をして刀劍を帯ひ以て自ら護らしむ民之を杣具に代用す鉞打の郷名之に起因せり本社の朔幣式は國土の平穩を祈り大宮祭は農桑の祖祭にして神輿の渡御あり又本殿は正和四年の改築にして其扉等の彫刻精巧にして實に南北朝時代の遺物とす尙天文三年西谷内城主國分備前守の寄附に係る獅子頭あり殆んど國寶に擬せらるゝと云ふ。

郷社富來八幡神社

(東增穂村字八幡鎮座 羽咋八幡間九里六町)

富來八幡神社は譽田別命を祀り舊と富來郷の總社にして天平勝寶二年の創立に係り初め總社八幡宮と稱ふ神戸巫戸ありて規模壯にして神領多かりしかど後漸く衰頽せり本社之神輿渡御は古より殊に名あり。

佛閣

日蓮宗 妙成寺

(上甘田村字瀧谷 羽咋瀧谷間三里元町)

妙成寺は日蓮宗の本山なり(本山は日蓮宗の寺格にして普通に通ふ本山と其の意を異にす而して同宗には本山の寺格を有する者約四十あり)僧日蓮の弟子日像嘗て宗法弘通の爲め北國諸州を巡り遂に能登に來りて弘法に力む時に石動山天平寺の

上首を滿藏といふ(志加浦村字町平民の産)滿藏故ありて日像に歸依し師資と爲し名を日乘と改めて俱に是の地に樓む三州志に曰く「此寺舊眞言宗也、故自石動山置滿月阿闍梨、而爲山主、滿月一日與僧日蓮弟子日像父宗論、滿月眼法華宗、永仁中爲弟子、日像爲中古開山、有國祖以來花押之寄進狀數通」

能登誌に曰く「當寺は元石動山門流の眞言宗の寺にして徵乘阿闍梨とて尊き行者にて在せしが或る時佐渡の渡舟にて日像上人に逢ひ船中に於て法論あり終に法華宗に歸眼し日像上人の弟子となり給ふ日乘上人是なり云々」

永仁二年日像京都に適き發するに臨み日乘を留め一字を創建せしめ躬ら携ふる所の杖を以て其他を相す乃ち就きて寺を建て瀧谷寺と號す會々柴垣の郷士柴原將監大に力を戮せ其の宅地を割きて法華の道場に宛て金榮山妙成寺と改め日像を開祖となし日衆自ら二代の位に居る永和三年將軍足利義滿は禁制札を與へ嚴に軍勢並に諸人の亂入を禁ず天正年中藩祖前田利家寺領百二十一石一斗一升を寄附し後藩主前田利常命じて護國成願の祈禱を修めしめ慶長八年利常の生母壽福院改めて菩提所と爲し元和寛永の交開山鎮守等の諸堂漸く増し万治年中に至りて七堂伽藍悉く成り寛永中加越能三州の一字僧録所に命せら

れたり寺境廣濶にして諸堂の結構極めて窄く初めは丹棟朱桶にして麗美を盡せりと云ふ殊に本堂祖師堂五重塔は明治三十九年特別保護建造に指定せられ又是より先三十年本寺藏する所の山水蒔繪机及同料紙宮は孰れも美術工藝品の優秀なるものとして國寶に編入せらる境内に善住、圓融、本覺、玉壽の四坊あり（元は六坊にてこの外に大鐘一林の二坊ありしが明治に至り廢寺となる）五重塔は明治四十三年暴風の爲め頂上の輪塔破損し其の他木材の朽ちたる所多く修繕の必要に迫りたるを以て大正四年度より工費二万一千六十八圓七十九錢（内四千二百十三圓七十八錢は寺の負擔とし他は國庫の補助を仰ぐ）にて之が改修に着手せり本寺には保存會あり本郡長之に長たり毎年七月二十六七八の三日間滿藏院日乘上人の遠忌を營む加越能三州の男女參詣して大に賑ふ名高き寄合是なり

瀧谷の御法の水はとこしへに越路の水きよく解くらむ

松本源祐

眞宗 本念寺

本念寺は羽咋町に在り本寺の遠祖は垂仁天皇に出づ天皇の子石衝別命の子伊波知希王の後胤は歷世羽咋國に在りて國郡の事を知とる白鳳年中罷めて羽咋神社に奉仕して其の別當たり世襲して有鷹に至り養老年中僧泰澄に歸依し眞言宗の一字を建て之を北方山白鳳

寺と號せり承元の初め住僧正榮僧親鸞に従ひて眞宗に歸し俗に北方の御堂と唱ふ延慶三年本願寺主僧覺如來りて寺號を本念寺と改む文明五年僧蓮如命じて本國一宗觸頭と爲し天正十二年藩祖前田利家命じて復々本國一宗觸頭となす慶長七年本宗分派の時大和國飯貝の本善寺住持顯珍僧教如に仕へて功あり由りて顯珍に命じて本寺に住僧たらしむ乃ち顯珍を中興の祖となす元和二年藩主前田利常寺地一千七百數十歩を賜ふ今は東派に屬す

曹洞宗 道興寺

（東土田村字館開
羽咋館開間六里）

道興寺は法林山と號す曹洞宗の舊刹にして本郡地頭職得田章通の次子剃髮して祖生と稱し正慶二年本寺を刱建し其の師明峰を請して其の開祖と爲し自ら二世の位に居り後出で本國永光寺に住し三世道珍亦適きて加賀國大乘寺に住す是に於て住僧を缺くこと百數十年天文十六年得田秀章の三子薙髮して瑞貞と號し入りて本寺を中興す父秀章爲めに田地二万疇餘及山林若干を寄進す天正年中寺宇兵燹に罹り佛像纒に其の累を免る次で藩祖前田利家本國を巡り本寺の來由を徴して復た寺領を附せりと云ふ本寺には得田氏累代の位牌を安す。

曹洞宗 豊財院

(北邑知村字白瀬 羽咋白瀬間二里廿五町)

豊財院は曹洞宗の古刹にして白狐林の名殊に著し本國永光寺開祖瑩山の初開道場なり相傳ふ白狐林初め白石山と名づく瑩山嘗て中川地頭酒匂頼親の家に留まり遂に庵を結びて居る一夕白狐來りて瑩山の衣を啣みて牽く瑩山隨ひて行き遂に一峰に到る即ち洞谷山なり既にして狐隠れて去る所を見ず乃ち頼親と議して洞谷山に永光寺を建つと故に本院の開創は永光總持兩寺の前に在りと云ふ中古兵燹に罹りて本尊地藏薩陀の像のみ路傍に佇立すること百年餘延寶七年秋僧恕通之を再興し居ること三年にして歿す其の徒月淵大願心を發し大般若經六百卷を血書す是血書殊に名あり其の當時用ひし所の硯、小刀等は今猶之を藏す又僧卍山の記せし白狐林緣起あり。

眞宗 光照寺

(中莊村字上田 羽咋上田間二里廿町)

寺記に貞觀三年紀伊國高野山三世弘融始めて本郡押水郷河窪里に之を建て光明院と號す初め七堂伽藍を有し北陸諸州の眞言宗を總統せり後ち義勝住僧となりて弘誓と改む至徳元年本願寺主綽如來りて越中國井波瑞泉寺に在弘誓適きて之に歸依し眞宗に轉す既にし寺を是地に移して光照寺と改め號せりと後鳥羽帝守護佛聖德太子後土御門帝守護佛觀

世音像懷成王親刻の順德帝木像等を藏む本寺は現に東派に屬す。

眞宗 長龍寺

(西土田村字谷屋)

寺傳に依るに往古聖武帝の時久比神社々僧菜一宋一字を串田野鹿谷山に建て、永光寺と稱す後世本郡地頭得田氏名を光孝寺と改めて其菩提所に當つ會々僧瑩山鹿島郡に永光寺を建て德音四方に聞ゆ此に於て瑩山を請じて開山と爲す瑩山後弟子至淵をして居らしむ至淵坐禪石は今尙庭中に在り文明年中兵火に罹りて中絶せしが得田氏の族蓮如其の請を容れて弟子法敬房順誓をして此に居らしむ乃ち法を長龍寺と改めて是地に移り累世本願寺の僧録支配たり寛永年中藩主前田利常山林一万六千歩を與へりと。

人物

峨山

諱は紹碩、瓜生の人なり、母、文殊大士に祈請して曰く、願くは我を

して聰明の男子を生ましめよと、母、一夕利劍を吞むと夢みて娠むとあり、生れて後ち風神凡に非ず、父母之を鍾愛す、年甫めて十六、出纏の志あり、適きて比叡山に登り、落髮受具深く台宗の奥義を探る、永仁五年、歳二十三、會々僧瑩山加賀國大乘寺に在りて法

を開く、峨山之を聞き徑ちに往きて謁し、節を折りて道を聴き遂に徳器を成し機辨最も超抜して明峰、無涯、壺庵と共に四哲の一に數へらる、徳治元年、歳三十三、韓に遊歴して大元に入り、到る處法器として許さる、後ち朝歸して本國に居ること、十二年、正中元年八月、瑩山命して曰く、既に老いたり、備善く吾に代りて垂誨せよと、遂に總持寺の後事を屬す、此に於て其席を繼ぎて總持寺第二世の住持となり、開堂演談して徒侶雲聚す、法を傳ふる者二十五人、其中萃を抜く者五人、大源、通幻、無端、大徹、實峰是なり、各々院を建つ、貞治四年春病に臥す、一夕遺偈を書して曰く、皮肉合成九十一年夜半依舊身横黄泉、と筆を投して示寂す、享壽九十一、實に四衆悲泣すること父母を喪ひたるが如し、龕留まること七日、氣貌生くるが如し、其微言に法語數十言あり又宏智小參の註脚あり。「峨山和尚行實」に據る

山崎 雲山 雲山は瀧の人、名は瀧吉、字は元祥雲山は其號なり、一に文軒と號す、明和八年に生る、幼より穎悟群兒と嬉戯せず、舉村漁を業とす、父雲山を誘ひて海濱に抵れば、雲山事に漁に従はず、沙上に人物山水を描き、父之を制すれば去りて他に適き縦に描くこと始の若し、父遂に制せず、雲山年甫めて九、寺僧雲山の神異を寄

とし、就きて字を習はしむるに、敏捷巧慧、嘗て習得せるものゝ如し、寺僧乃ち義之の法帳を興へて之を試むるに、字體髣髴筆格酷似せしかば、觀る者皆疑ひて摸寫せりとす、雲山日夜此法帳に依りて練習し、十三四歳の比は既に義之一派の書家として見るべきものあり、雲山畫に於て常師なし、纔に唐宋の畫帳を求め、得臨摹習字居室を出てすして勉勵し、成童にして其畫く所宋人の筆格を得、十二歳の時鐘馗圖を畫けるに、運筆雄健骨法正秀、宛も唐宗の逸品に對するが如し、其圖今某の家に藏す、居村の瀧崎は景致畫趣あり、寄巖あり、之を龜岩と稱す、雲山到れば毎ねに此巖上に坐し、天成の風光に接續して日暮歸るを忘る故に雲山幼時の畫印に龜岩瀧吉と署せるものあり、雲山詩章に巧なりと雖も漫りに人に觀さず、畫讀必ず唐床の諸賦を以てす、曰く詩は唐宋より淡美なるは莫しと、雲山年壯にして京師に遊ふ、當時名哲寡からず、概ね名聞を喜みて自ら估るの風あり、雲山恬澹真率修飾を事とせず、迎合を干めず、故に人其畫を需むる者なく窮乏連旬四壁蕭然復た一物なきに至る、然れども泰然自若として畫を售るに意なし頼山陽、貫名海屋、賴杏坪、佐野山陰、野呂介石、僧月峰等益々其高風を稱し、其畫致を重し、相往來して之を援く、雲山初めて京師に抵るや、中島菘翁に就きて畫を習はん

ことを請ひ、其書する所のものを示す、松翁見て驚嘆して曰く、郷は吾門下生に非ず、郷の書にして今少しく肉瘦せたりせば義之を蘇して神州に出てしめたるに侔し、爾來往來して互に砥礪せんと、名家に重せらるゝこと斯の如し、雲山又京師に在りて某侯に謁し、席上畫を成して雪美容の印を賜はる、是れより落款に雪美容を署し、自ら雪美容道人と稱せり、會々耳を疾みて遂に聾す、是れより後ち人に接して多く語らず、止た微笑するのみ、晩に池大雅に私淑するところあり、殊に山水梅竹を善し、神韻生動逸氣超脫畫格は雄渾圓熟の境に達し、其着色極緻の作に至りては歎署せざるもの人誤りて以て宗人の作と爲す尺紙寸縑人獲て之を珍襲す、雲山志を得ずして郷に還るや、山陽、海屋等租道の宴を供張し、各々文を屬し詩を賦し又畫を贈りて之を贖す、既にして郷に還り、諸處に寄寓し、子浦邑に留まること數年人儻し畫を強ゆれば飄然去りて山野に逍遙し、旬日還らず、然れども興趣油然として湧くに至れば乃ち盤簿揮灑筆端雲烟を生ず、年老いて復た京師に適き、留まること綦年にして歸るや、畫名遠近に著はれ來り、需むる者ありしかど多く作らず、天保八年九月歿す、享年六十七加賀國春日山に葬る、養嗣子雲峰碑誌銘を海屋に乞ひ、石に刻して墳側に樹つ其碑今存せず。

中橋久右衛門

久右衛門は 加賀國河北郡淺田村の人なり、享保年中藩廳の命を受けて邑知組裁許役となり來りて千代町村に居る、是れより先き邑知郷の一半は或は荒廢用のへからざるの沼澤たり、或は灌漑便ならざるの焦田たり、古老相傳ふ、當時今の深江、次場の邊は茅菰叢生して狐狸此に棲めりと、久右衛門夙に濟生利民の志あり、藩因りて久右衛門に命せりと、久右衛門來りて一郷の荒廢を灌漑の不便なるに職由すと爲し、改作奉行荒山三右衛門と胥謀り藩廳を乞ひて溜池築造の工を創め、十三人の下肝煎を指揮し、特に羽咋の農善五郎を擢きて土工を董督せしむ、善五郎は今の川崎和三郎六世の祖なり、夙に斯道に關して識るところありしかば能く其器に適し、久右衛門之と俱に寢食を忘れて勉めたりしかば 遂に四箇の溜池を開築せり、其一は菅原溜池にして菅原の山間に在り、其面積十六町餘反歩にして俗に周廻一里と稱し、山間谿澗に出入すること四十を越ゆるに由りて四十八谷堤とも唱ふ、其二は杉野屋溜池にして奥堤、前堤の二ありて熟れも杉野屋の間に在り、郡中四大堤の中たり、其三は藪野の山間に在る藪野溜池にして、主として今の北邑知、若部、中邑知三村の田地に灌き、其四は柳田の山間に在る柳田溜池にして、柳田等の田地に漑く、此四箇溜池の灌漑水田面積は末

だ詳ならされども、草高一万三千九百四十石にして、明治四十一年に於ける同溜池下米收穫額は實に三万七千六十四石餘に上れり、曩に溜池の成るや、久右衛門は特に善五郎を擧げて溜井肝煎と爲し、四箇溜池を管理せしめ、延享の初に至るまで水下各村より米十石を徴して溜井肝煎の俸に充てしめたり、是より後ち、郷民久右衛門の恵に頼り、久右衛門を崇めて農神となし、毎歲五月二十五日水下關係の三十六箇村は、溜池祭を營みて人咸業を休み、其像を菅原に祀り、今に至るまで之を廢せず、久右衛門の生死其年曆詳ならず、其後裔は嘉右衛門と稱し、淺田村に家して今猶久右衛門の墓を護れり。

村松標左衛門

標左衛門は町居の人、初名は伊兵衛、字は紀風、尙志軒、樵畊齊と號す、寶曆十二年生る、寛政の頃京師に趣きて小野蘭山の門に入り、本草學を修め郷に歸りて兒子を督し、松柏及び竹の類を植え、或は深山幽谷に入りて奇草異卉を探り之を屋後に栽培して以て自ら樂む、文化十三年藩主前田氏、辟して世子の僚屬と爲せしかど辭して就かず、國老村井氏に仕へ、潤國澤民の法を選述して之を進む、文政四年命を奉して關東に使し、朝鮮人參の種藝製術を傳ふ、一旦年老いたるを以て仕を辭し、郷に還り讀書して倦まず、遂に大和本草大意、救荒本草啓蒙、爾雅啓蒙、花鏡啓蒙、古文

孝經參疏、本農精微論、馬療木鐸大全、馬醫本草擇解等數十本を選述し、其多くは未だ上梓に及はずして天保十二年歿せり、享年七十九、標左衛門人と爲り、朴にして文少く嚴にして明恕常に躬ら韜晦して售らず、嘗て長崎に遊ひて甘藷の培養法を試験し歸りて甘藷を本郡の酒見、在江暨ひ加賀國河北郡高松、越中國射水郡久保等の諸村に試作して成績極めて著しく、加賀國能美郡澤村の藥園を改良し、繼て大阪に適きて鍊丹の製造法を究め、紀州に遊ひて蜂蜜の製造法を明にせりといふ。

久右衛門

久右衛門は生神の農なり、純孝忠愛を以て郡國に彰る、父善兵衛は里正たり、志性敦厚祇みて稿穢に服し、日々田野を省視して人我を阻せず、已を勤め人を勵まし、耕種時に後れず、是を以て年穀登行人足り食給し、邑中安堵す、凡そ貢税は常に他邑より先んず、郡令之を喜び、元文五年命ありて善兵衛に廩米を賜ひて之を褒賞し、伍長及平民十一戸も同く賞賜を獲、善兵衛の故を以てなり、久右衛門父老いて職に堪へざるを以て代りて里正と爲る、其公事を以て出づるや、凡そ聞見する所必ず反りて之を父に告ぐ、私に出るも亦之の如く、家事巨細必ず父に咨稟し、苟も私を以て行ふことなし、夜は輒ち父母の臥内を掃ひ、戶外に出で席を敲き、塵を拂ひ其をして清潔な

らしめ、以て父母を安臥し、毎夜之の如くせしかば隣人常に之を聞くを以て夜作を卒ゆるの限と爲す、善兵衛痰喘あり、動もすれば輒ち發作して苦悶す、久右衛門常に之を憂ふ、嘗て同郡富木邑の僧來り宿し、善兵衛を見て之を語りて曰く、草解は能く痰を治す吾邑に産するところのものは特に奇驗ありと、善兵衛因りて懇に求む、僧曰く方今雪深くして以て得べからず、宜く雪の儘くるを期すべしと、言未だ畢らざるに久右衛門出つ善兵衛恠みて意へらく、彼出つる毎に未だ嘗て告げずんばあらず、今特り其常を失ふのみならず、且つ客を待する所以の禮を失ふと、少くありて久右衛門多く草解を携へて來る、曰く試みに山間に就きて索めしに、幸に在るところに遇いて獲たること此の如しと衆皆其孝行に驚嘆す、久右衛門資性篤實苟も以て人を欺かず、又苟も人に欺かれず時に富木邑の市に如きて物を沽ふ、未だ嘗て評沽することあらず、人亦久右衛門なるを知りて其價を貳にせず、久右衛門の家善兵衛の時より馬を市ふ、久右衛門寡慾にして人を愛し、妄に之を以て利を貧ることなく、間々其價を連貸する者ありと雖ども、其人の窮するを察すれば、則ち亦敢て之を收責せず、爲めに其利を得ること甚だ少し、人或は之を廢せんことを勸むるも、猶且つ父の緒業遽に措くに忍ひずと爲して聽かず、邑民の種食

なき者には之に賑貸し、流亡して歸るところなき者には之に食を予へ以て饑餓を免れしむ、冬月雨雪の候に方り、往來の行人困苦する者あれば之を留めて勞を慰むること數々なり、明和三年二月、攝州神戸の船商孫三郎の船能登海を渡り颯に遇ひて敗れ、船人十餘輩皆赤身にして溺を免れ、生神邑に就きて憐を乞ふ、久右衛門乃ち先づ之を召し預ちて之に衣せ、既にして又女工に命じて綿絮を製らしめ、各々其用に充てしむ、舟失ふところの金五十兩錢五千舟、人之を惜む、他日久右衛門船人を召し、率ゐ其失ふところの處を求め、往きて之を瞰るに往々指示するところあり、是に於て壯夫數人に命し海に入りて搜索せしめしに、凡そ船載するところの物盡く拾ひ得て、一も遺すところなし、乃ち之を舟人に授けしむ、皆泣謝して去る、其人の爲に忠愛なること此の如し、倣ひて醇朴風を成し、其俗大に他邑に異なるものあり、客あり、嘗て生神邑に就きて草鞋を買はんこと、曰く市ふところなし、第々之を與へんのみと、乃ち多く貯ふるところを出して擇み取らしむ、已にして其足に稱はざるを見輒ち趨りて其隣に乞ひて之を與へ、且つ謂て曰く、問ころ猛獸人に逼る、今日暮れて途遠し、獨り行くべからざるなり、宜く留まりて宿すへしと、客謝して曰く、事急なり、以て止まるべからざるなりと、乃ち去る

其家壯夫數人に命し、各々挺を執り従ひて之を送らしめたりと云ふ、凡そ生神邑の田を力むるや、耕種耘耨一に久右衛門の爲すところに遵ひ、之より先後する者あるなし、久右衛門職事を以て都下に趣くや、邑人遠く郊外に送り、歸れば則ち出で、之を迎ふ、其愛慕せらるゝこと此の如し、安永三年公命あり、久右衛門に俸糧を賜ひ、丁錢を出すの外諸の戸役を蠲き、永世牛下七海里正及び伍長等を替ゆることなからしめ、又米錢を賜ふ天明五年十一月再び命あり、久右衛門の食俸と班次とをして、皆農長に俸しからしむ、蓋し其至性醇忠にして又克く鄰境に施くを褒せりと云ふ。〔三州良言行録〕

岡野 幾平 幾平は、宿の人、文化十四年生る、家世と豪富を以て聞こゆ、嘗て鹿島郡熊木組十村役たり、其組内梨谷小山、中島間の道程四里泥濘足を没し、人馬の行通甚だ便ならざるを慨き、親ら土人を督勵し、道路の中央に石を敷きて人道に充て、牛馬をして其左右を往來せしむ、行旅之より寧し、是事文久元年に繋れり、加賀藩嘗て羽咋村に銃卒を養成して農商の子弟を募るや、其建造物は悉く幾平の献するところたり會々藩籍奉還の事あり、加賀藩主前田氏復た寸尺の封士あるなし、幾平感激措く能はず毎歳高十五石を藩主に献することを請ひ、許されて紋服一領を賜はる、其志の篤くして

識見群を邁くるもの率ね斯の如し、明治三十四年齡八十五を以て歿せり。

岡部 直造 直造は萩谷の人、父を七左衛門と曰ふ、直造は文政七年生る、字は子向虎溪と號す、家素と岡部六彌太忠澄の遠裔なり、直造年甫めて十三、山廻役兼鹽械相見役を命せられ廢藩に至るまで歷職皆其任に適ひ、官より賞を受くること前後十數たび、明治二年越中國の農民亂を作せしかば、新川郡加積組裁許に命せられ、任に赴きて恩威併行措置流るゝ如し、民皆悅服せり、八年石川縣地租改正掛となり、田法邑制を明にして經畫を過らず、加越能三州地租法の完整を得たるは直造の功多きに居るといふ、十二年辭して復た仕途に就かず、興業社を起して地方の經濟に資益し、積善社を創めて地方の風紀を矯正し、又嘗て縣會議員に選まる、明治十九年齡六十三を以て歿せり、直造人と爲り、溫厚朴實、親に事へて孝自ら奉ずること薄し、常に喜ひて公に盡し人を援けたり。

智 洞 智洞は菅原明專寺第八世の住僧なり、享保十三年生る、年甫めて十四出で、四方に遊び、斗櫛行脚備さに艱苦を嘗め、學識大に進む、三十五歳に迫り始めて郷に還り、後ち老を加賀國養法寺に養ひ、安永八年歿せり、享年五十二、著すところ言

々海、說法魏々篇、說法無盡藏、說法百華圓等其他數種あり、皆梓して世に行はる、智洞人と爲り、能辯強記汎、文を喜み文を屬すること敏捷にして平易を尙べり、故に其著書は婦女子も猶能く解するを得、豪放不羈敢て繩墨に拘々たらず、常に戯曲院本を好み其戯作は菅原專助の名を以て著せる、阿染久松質店數種ありと傳ふ。

小笠原湘英

本姓小笠原、名を壽亭と曰ふ、菅原の人なり、幼時備はれて保母たり、暇あれば輒ち竹頭木屑を以て字を習ひ、既にして金澤に適きて高田正水に師事し研鑽年を積みて善く其書風を繼ぎ、勵健にして神韻飛動し、旁ら書を能し俳句に巧なり後年鹿島郡所口に塾舎を設けて子女を教へ、安政六年歿せり、享年三十七、湘英人と爲り素朴自ら喜び、常に筭簪を用ゐず、又脂粉を旋さず、後年に至りて稍々婦態を粧へりといふ。

國田敬武

敬武は通稱彌五郎、世々堀松に家し、職を里正に奉して令望あり敬武年少にして七尾に適き、儒醫安田竹莊に従ひて漢籍を學び、既にして佛典を究む、會々佐藤昌信歴遊して其家に留まる、昌信素と國學を以て名あり、敬武就きて親しく講説を聴き、秘に啓發する所あり、是より後専ら身を國學の研究に委ね、遂に敬神忠君

の主義を鼓吹し、善く衆をして激勵せしむ、又平田篤胤の風格を慕ひ、其晩年の門人と爲り、志操自ら其歌咏に横溢して、人をして肅然襟を止さしむるものあり、年甫めて二十三、父の職を襲きて本郡土田組十村役となり、文久三年本郡及び鹿島郡の十村役を兼ね、明治三年本郡及鹿島郡の郷長棟取となりて史生に準せられ、越えて五年、氣多神社權禰宣に任せられ、區長を兼ね、又本郡及鹿島郡製鹽取締となり、前後職に居て治績多し、或は米町於古兩川河身の改修を企て、各々其河身の曲折を撓め、之に頼りて以て洪水汎濫の爲めに耕地の被ふる害を蠲き、或は本郡徳田、高濱間道路の險惡を憂ひ之に改善を加へて、以て往來の安全を計り、或は藩廳より資金の貸付を得て、志賀郷の山間に桑園を開拓せしめ、或は明治戊辰の凶作に際し藩の倉庫より數百石の米穀を借り得て以て本郡及鹿島郡に救助したる等、其公共に盡瘁せる功頗る多し、明治六年六月病みて歿す、享年四十七、敬武の配つる森岡氏鳳至郡黒島村に生る、敬武に嫁して備に孝敬を盡し、勤儉自ら守る敬武歿する時年三十七、亘暮其墓に詣つること五年一日の如し、嘗て國史を研鑽せんと欲し、自ら釵帶を售りて大日本史を購ふ、明治十年西南の役、白布三十五反を官に献して以て傷兵の療用に當つ、操行槩ね此の如し、是年病を以て歿す、

葛城 理吉

理吉は地頭町の人、晩に相神に居る、天保二年冬生る、人と爲り温厚篤實にして善く公事に盡瘁す、藩政の頃は富來浦澗改役、地頭町村等肝煎に歴任し維新の後も戸長、村長、縣會議員、郡會議員、郡參事會員等幾多の公職に服して精勵恪勤の名あり、就中安政四年地頭町村等肝煎となるや、村治を理め風儀を正し、最も濟貧恤窮に盡し、又各村境界の諍議を調停して德聲あり、明治七年之より先き、本郡河内村と鳳至郡河内村との間に郡境を争ひて決せざること年悠し、是年理吉官命に由りて實地を踏査し、論すに利害を以てして誠意其鎮靜に努め、始めて輯睦和協せり、之より聲望逾々加はる、其他荒蕪を開拓し、道路を修築し、製鹽業の衰廢せるを挽回し、養蠶造菴の副業を德通し、力を教育の普及に盡し其効勞顯著なるものありしかば、明治二十八年賞勳局は勅定の藍綬褒章を賜ひて其善行を表彰せり、越えて三十年五月、病みてせ歿り享年六十有八。

久 太

久太は生地今詳ならず、農久左衛門の子なり、年十一にして父を喪ふ妹波津は三歳寡婦孤子と、孑々依るところなし、是に於て舉族相謀り、同郡三郎左衛門の弟嘉六を迎へて贅婿と爲す、嘉六乃ち家を嗣ぎ、久左衛門を襲稱す、居ること七八年

病に嬰りて業を廢す、久太時に邑人伊兵衛に事へ、日に耕耘樵蕘を務め、夜は則ち己の家に抵りて義父の病を膽醫を引けとも萬方應へす、淹延死に抵るもの凡そ七年其初めて疾むや手足竝に痿し、筋脈拘攣すること五年にして已む時なく、甚しければ則ち諸筋一齊に痛む、是時に方りて苦悶叫號雙手胸を絞り、凝眸して視ること能はず、但々強く按摩し、或は故衣を灸り裏みて之を暖め、僅に快を取るのみ、然れども精彩氣力は平常に異ならず、故を以て食飲は嗜むところ多く其欲するところの物は極力供給し、其匕箸を執ること克はざるを以て、扶けて之に哺せしむ、三年以降舌強りて哺暖亦難く、其物口に入れども舌下に在りて吐納すること能はず、則ち屢々指を以て之を搜出すれば、更に復た之を進む、月内必ず洗浴せしむること四五回、臥内を掃ひ、蚤蝨を驅り、更に牀蓐を易む、夏夜には則ち乏と雖も大に賃直を出し、蚊幃の廣袤尤も濶きものを求め、坐側をして隘からしめす、諸々の飲食醫藥冗費多からずとせず、是を以て已は母妹と衣食奉用、必ず艱難を極め、又屢々妹を戒むるに必ず敬事して忽畧すべからざるを以てす、久左衛門初めて疾むより口語塞澁得て諦聽すべからず、然り而て邑中の議義、及び田地の所務、家事の細故は必ず咨稟して行ひ、專制することなし、故に久左衛門恒に人に謂

て曰く、子は女と吾疾を瞻る、一として吾意に慚はざるはなし、吾太た悦ふ、然りと雖
 とも、衰朽の質を以て年少の輩をして久しく勞劬に服せしむるは、吾心の憚るところな
 りと云ふ、而して其懊惱するに及ひて甚しければ、則ち慕怒呵責して近づくべからず、
 而して久太は波津と共に愈々益々順承して少しも顔面に見はさず、其歿するに及びてや
 猶其生時窮乏して奉養給せず、篤疾淹滯懊惱辛苦せるを追思して哀慟哭踊せりと云ふ、
 郡令菅野某異稱以聞き、享和辛亥六月米三苞を卑へて褒賞せり 「三洲良民言行録」



郡内諸統計

大正三年調

公共団体

町村數 町 三十八
 村 二

町村組合

九

水利組合

普通 二一
 水害 二

本籍人口

男 四万六千五百五十六人
 女 四万四千八百九十二人

現住人口

男 三万九千二百三十二人
 女 四万四百六十八人

現住戸數

一万三千五百七十四戸

有租地反別

二万四千六百八十町歩

内譯

七千二百六十七町歩

畑地 二千五百七十九町歩
 宅地 六百七十四町歩
 鑛地 一步
 池沼 二十町歩
 山林 二万三千四百八十七町歩
 原野 六百二十二町歩
 雜種地 三十一町歩
 免租地反別 一千二百六十二町歩

内譯

學校敷地 五町歩
 墳墓地 二十七町歩
 保安林 一千二十町歩
 溜池 百八十八町歩
 公用地 十九町歩
 其他 三町歩

荒蕪地(免租) 六町步
生產物總價額(免地租) 四百四万八千六百九十四圓

內譯

| | |
|-------|----------------|
| 農產物 | 二百五十八万三千二百三十三圓 |
| 畜產物 | 二万九百五十一圓 |
| 林產物 | 二十四万八千五百一圓 |
| 水產物 | 二十六万三千六百四圓 |
| 工產物 | 七十万三千五百八十五圓 |
| 礦產物 | 二十二万八千八百二十圓 |
| 生業別戶數 | 一万三千五百七十四戶 |
| 農業 | 八千九百六十九戶 |
| 牧畜業 | 三戶 |
| 漁業 | 七百十八戶 |
| 鑛業 | 十七戶 |
| 工業 | 八百五戶 |
| 商業 | 一千二百八十七戶 |
| 其他 | 一千七百七十五戶 |

米收穫高 十三万三千五十石
 本郡平年作 十三万五千九百二十五石
 麥收穫高 一万六千四百八十三石
 本郡平年作 一万七千五百九十六石
 輸出米高 四万九千六百十石

(自大正三年九月八日 至大正四年十月十五日)

| | | |
|----|---|----------|
| 內一 | 等 | 百廿六石 |
| 二 | 等 | 四千六百九十八石 |
| 三 | 等 | 四万七百六石 |
| 四 | 等 | 四千二十八石 |
| 不合 | 格 | 五十二石 |

重ナル仕向先 東京、板橋、八王寺
 辰野、伏木、函館、小樽、等
 繭產出高 五千五百十八石
 家畜牛馬飼養數
 牛 禽(成禽雛兒共) 二万八千二百八十九羽
 三百九十九頭

馬

| | |
|--------|--------------|
| 木炭產出高 | 二千九十頭 |
| 蠶糸製造高 | 五十五万九千六百八十八貫 |
| 羽二重產出高 | 一万四千五百七十九本 |
| 石灰產出高 | 一千六十八貫 |
| 酒釀造高 | 五十四万八千三百五十貫 |
| 醬油釀造高 | 三千二百六十二石 |
| 金產出高 | 一千四百三十六石 |
| 銀產出高 | 四万二千二百九十五匁 |
| 教育 | 七万四千七百二十二匁 |

尋常小學校 二十五校
 兒童數(男) 二千六百七十二人
 (女) 二千四百四十四人
 教員數(男) 八十一人
 (女) 五十一人
 尋常高等小學校 二十一校

| | | |
|-----|----|----------|
| 兒童數 | 尋常 | 二千九百三十九人 |
| | 高等 | 二千七百四十三人 |
| 教員數 | 尋常 | 五百四十八人 |
| | 高等 | 八百八十八人 |

高等小學校 三校

| | |
|-----|--------|
| 兒童數 | 二百七十五人 |
| 教員數 | 百九十二人 |

實業補習學校 十八校

| | |
|-----|--------|
| 兒童數 | 五百九十三人 |
| 教員數 | 四十三人 |

裁縫學校 四校

| | |
|-----|-------|
| 兒童數 | 百六十五人 |
|-----|-------|

教員養成所

教員數 男 四人
女 一人

兒童數

正教員部 男 八人
女 八人
准教員部 男 十六人
女 十六人

教員數

正教員部 男 三人
女 二人
准教員部 男 一人
女 一人

衛生事故

出生 三千六百九人

內嫡出子三千二百五十一人、庶子四十七人、私生子三百一十一人

死亡 二千二百六十六人

內病死二千二百三十三人、自殺十二人、變死四十一人

死產 百八十二人

內嫡出子百五十八人、私生子二十四人
婚姻 一千百七十人

內普通婚姻一千六十八人、入夫婚姻四十四人、婚養子婚姻五十八人

離婚 百四十三人

內協議上ノ離婚百四十一人、裁判上ノ離婚二人

高齡者 五百五十八人 (大正四年八月現在)

內八十歲以上五百二十人、九十歲以上三十七人、百歲以上一人

傳染病院 四 隔離病舍 二十九

醫師 五十五人

藥劑師 五人

產婆 四十七人

八種傳染病患者 九十一人 內死亡三十五人

內譯

腸窒扶斯患者 七人 死亡 四人
赤痢患者 五十三人 死亡 十七人
實扶的里惡患者 三十一人 死亡 四人

租稅

國稅總額 二十六萬一千二百三十三圓

內譯

地租 十四萬七千九百八十七圓

所得稅 二萬四千百十八圓

營業稅 一萬三千百九十九圓

酒造稅 六萬五千百八十九圓

醬油稅 二千六百四十八圓

賣藥稅 二百六十四圓

鑛業稅 二千七百八十六圓

砂鑛區稅 十二圓

相續稅 四千二百五十三圓

織物消費稅 七百七十七圓

縣稅總額 十二萬一千九百九十五圓

營業稅 六千五百六十三圓

雜種稅 一萬四千九百八十九圓

所得稅 一千二百四十五圓

附加稅 三萬二千四百九圓

戶數稅 六萬四千七百七十六圓

地租及砂鑛 百六十三圓

區稅附加稅 七圓

營業附加稅 一千八百四十三圓

附加稅 一萬三千百九十九圓

郡歲出 (一般會計) 二萬一千八百九圓

經常部 一萬三千百六十九圓

臨時部 八千七百四十九圓

郡歲出 (特別會計) 一千九百三十八圓

教育基金貸付金 一千九百三十八圓

郡有財產 一萬五千六百六拾五圓

諸債券價額 七百圓

現金 一萬一千六百二拾八圓

七十七

其他財産價額 三千三百三拾七圓

郵便貯金預金高 七萬七千九百圓

貯蓄銀行貯金預高 五千拾五圓

神 社 二百五拾三

内國幣中社一、縣社四、郷社八、村社

百九拾九、無格社四拾一

寺 院 百七拾九

内眞宗百五拾、眞言宗五、日蓮宗拾七

淨土宗六、禪宗一

赤十字社員 二千八百七拾四人

特別社員四九人、終身社員一千九拾二

人、正社員一千七百三拾三人

愛國婦人會 一千四百拾人

特別會員百五人、通常會員一千三百二

人、賛助會員三人

軍人後援會 二百九拾三人

特別會員拾人、通常會員二百五拾二人

七十八

賛助會員三拾一人

日本海員掖濟會 通常會員 四拾二人

濟生會寄附

人 員 拾八人

金 額 一萬七千八百二拾八圓



羽咋町有名商店銀行案内

羽咋町有名商店銀行案内

羽咋町 本町 山田町

其他財産價額 三千三百三拾七圓

郵便貯金預金高 七萬七千九百圓

貯蓄銀行貯金預金高 五千拾五圓

神社 二百五拾三

内國幣中社一、縣社四、鄉社八、村社

百九拾九、無格社四拾一

寺院 百七拾九

内真宗百五拾、眞言宗五、日蓮宗拾七

淨土宗六、禪宗一

赤十字社員 二千八百七拾四人

特別社員四九人、終身社員一千九拾二

人、正社員一千七百三拾三人

愛國婦人會 一千四百拾人

特別會員百五人、通常會員一千三百二

人、贊助會員三人

軍人後援會 二百九拾三人

特別會員拾人、通常會員二百五拾二人

七十八

贊助會員三拾一人

日本海員救濟會 通常會員 四拾二人

濟生會寄附

人員 拾八人

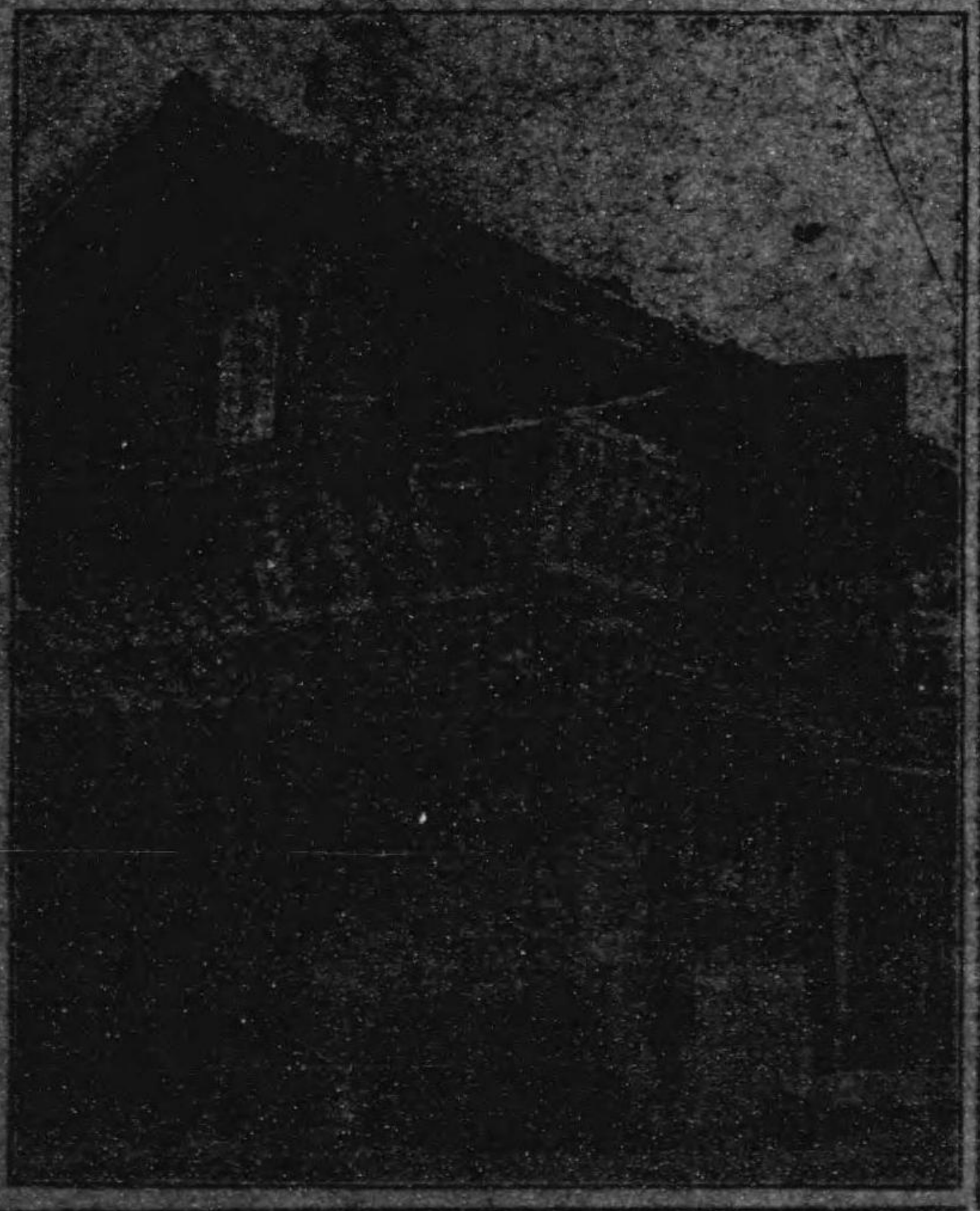
金額 一萬七千八百二拾八圓



露光量違いの為重複撮影

精米業
 雜穀販賣
 羽咋町
 永井直吉
 電話十九番

藥種
 賣藥
 化粧品
 本舖
 上田開明堂
 羽咋町開町角



露光量違いの為重複撮影

精米業
雜穀販賣

羽咋町

永井直吉

電話十九番

藥種

賣藥

高等

化粧品

開明膏

開明腹藥

本舖

羽咋町開町角

上田開明堂



吳服商

確實正札
薄利多賣

羽咋町

丸善吳服店

電話三十八番

洋服裁縫所

羽咋町

北野洋服店

各種金物

板硝子商

塗料油

羽咋町

きよまる屋

藥種
賣藥
度量衡器

商

塵濱
藥劑師
羽咋郡役所後

金田藥店

電話四十番

藥種
賣藥

商

藥劑師
羽咋町

平田藥店

電話三十九番

株式會社
十二銀行羽咋支店

羽咋町

電話十二番

株式會社
加能銀行

羽咋町

電話三番

最新
流行
理髮

羽咋町郵便局向筋

都
床

白山湯

羽咋町郵便局向筋

都
湯

御旅館
稻荷館

羽咋町

電話十三番

御旅館
林又旅館

羽咋町

電話六番

會合
社名
野村銀行羽咋支店

羽
咋
町

電話二十三番

印 文 化
版
彫 房 粧
羽 刻 具 品

咋
町

川島はんこや

印 扇 學
版 團 校
彫 略 用
羽 刻 曆 品

咋
町

西多大阪堂

寫真

コロタイプ
引伸シ
出張撮影

羽咋町郵便局向筋

川島寫真館

書籍雜誌

器械標本

文房具

羽咋町

千田書店

御料理

羽

會席亭

咋町

電話四番

御料理

羽

廣開樓

咋町

電話八番

和洋料理亭

羽咋町

電話七番

御旅館青柳館

羽咋町

電話七番

露光量違いの為重複撮影

洋和
御料理
月見樓

羽咋町停車場通

電話三十番

和倉鑛泉案内

△位置、

北陸鐵道を北に津幡驛より七尾線に乗り馳走四十二哩にして日本海中樞の要港七尾に達す、天下に冠たる靈泉和倉は其西北一里強の所にあり、人力車は言はずもがな自動車は毎列車に接続し海路又七尾港、矢田新驛より汽船の接続あり、何れも約三四十分にして達す。

△泉質、

鹽類泉にして五マツへ以上のラヂウム、エマナチオンを含有す。

△効能、

痲痺質私病、胃病、腸加答爾、氣管及肺泉カタル、萎黃病(内服)子宮病、貧血病、白帶下(冷洗)難病快服期、胃寒癱、等其他一切の表皮病に効あり。

△宿舎、

二十有餘浴客二千餘人を宿するを得せしむ、何れも内湯にして大理石造浴室、家族風呂、ラヂウム蒸風呂、屋上運動場の新設等各旅館競争的に設備を整ひ浴客の優遇款待に最善の努力を盡す。

△勝地、

沿岸より眺望する能登灣の山水已に天然の活畫圖なるに若し静波に一舟を棹して探勝を貪らんか机島、種ヶ島、屏風崎、猿島、盆島、辨天崎等迎接に違なし又陸上、圓山、白崎山、御便殿等あり山紫水明、風景絶佳眞に天下の樂園たり。

和洋 御料理 月見樓

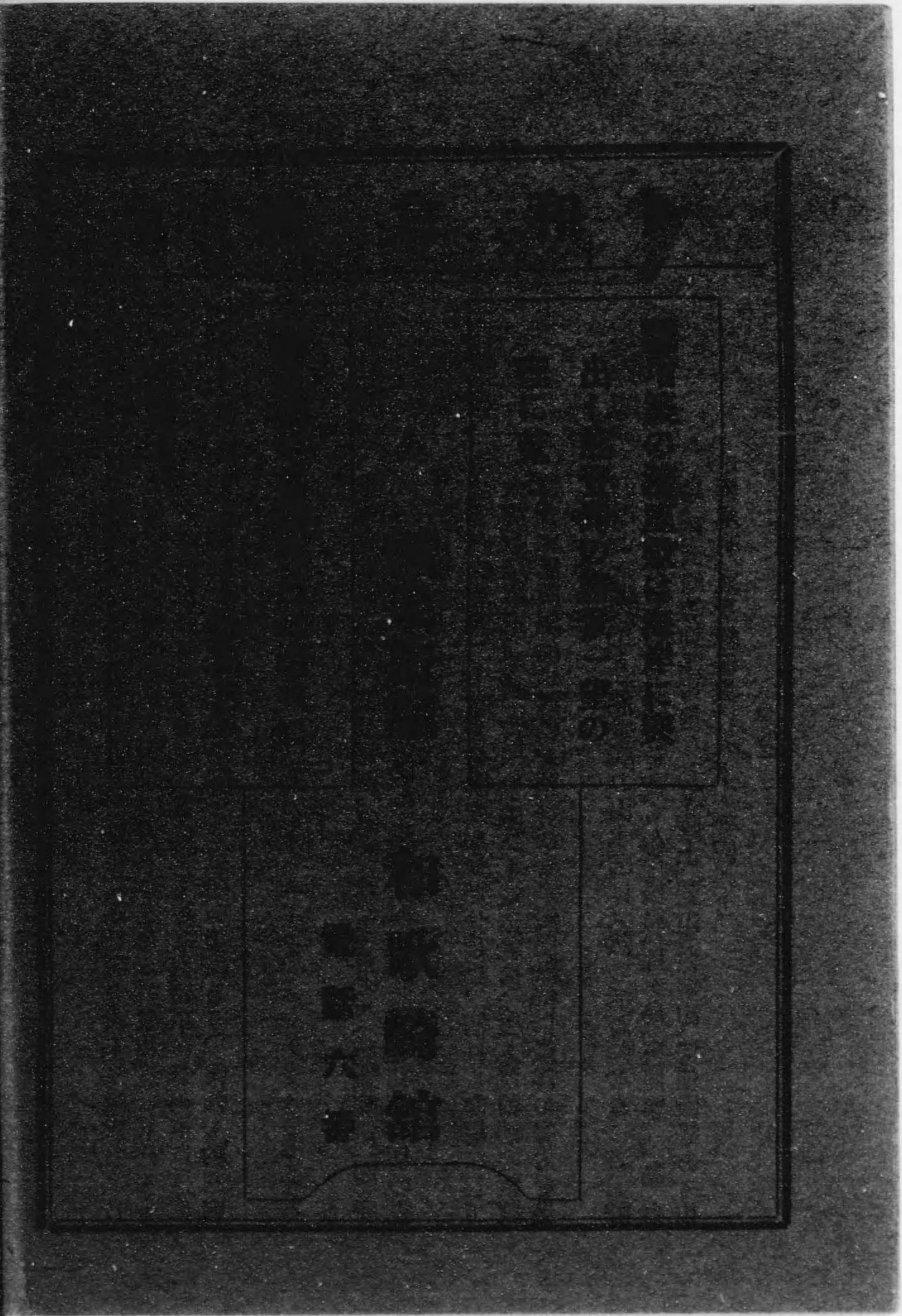
羽咋町停車場通

電話三十番

◀ 泉 鑛 倉 和 ▶

沿岸に新
 築したる客室は優
 雅にして清快、三層樓
 上に設けたる運動場は
 曠活にして風光明媚能
 く陸海の絶景を鳥瞰す
 るここを得

泉鑛旅館 加賀屋
 電話 番



◀ 泉 鑛 倉 和 ▶

沿岸に新
築したる客室は優
雅にして清快、三層樓
上に設けたる運動場は
曠活にして風光明媚能
く陸海の絶景を鳥瞰す
るこゝを得

鑛泉旅館加賀屋
電話 番

泉 鑛 倉 和 ▶

■増築の濱座敷は海岸に突
出し能登灣の勝景一望の
裡に蒐る。

♪ 鑛泉旅館

■新築の家族風呂は清爽に
してラヂューム蒸風呂を
併置す。

和歌崎館

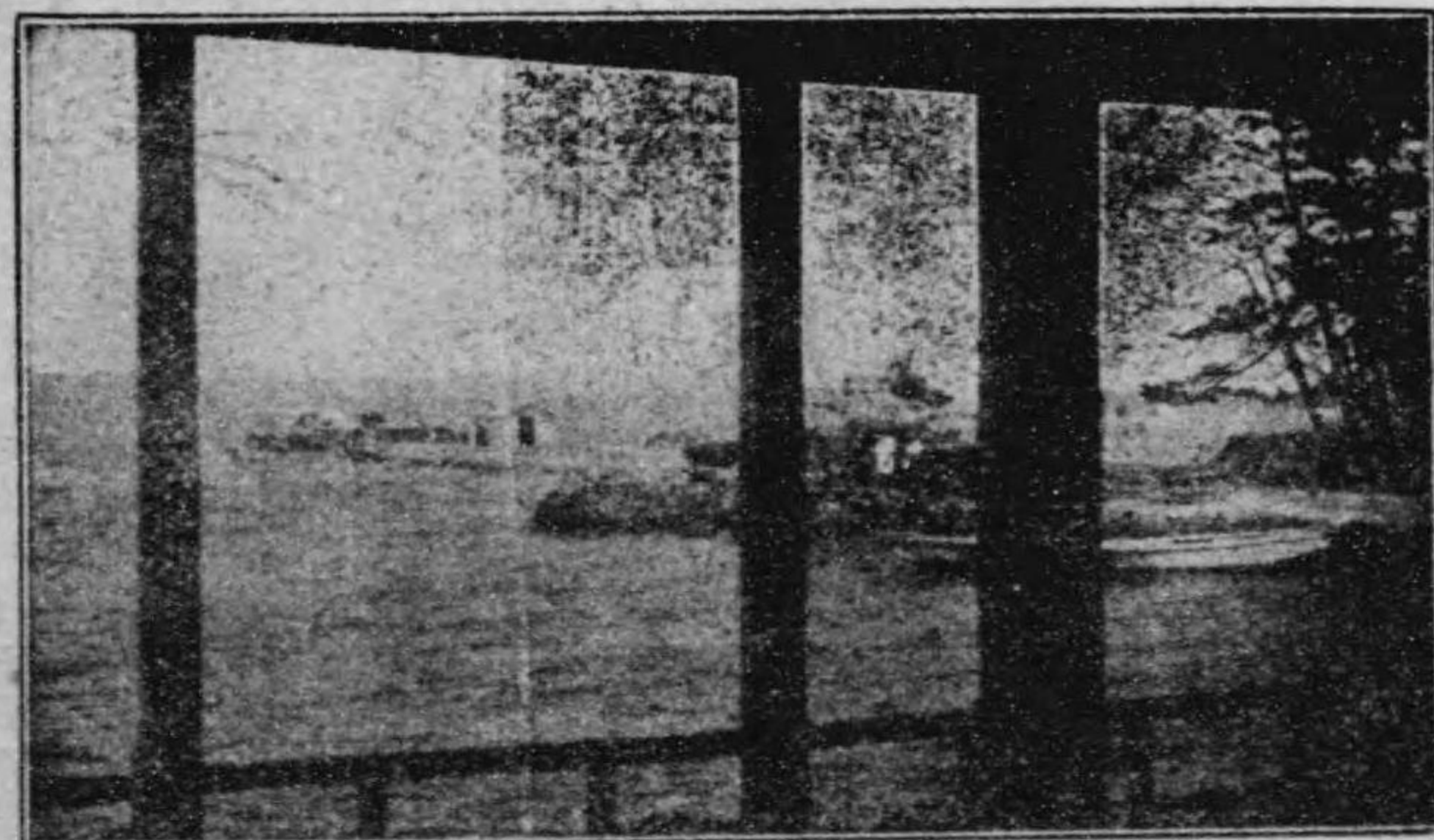
電話 六番

◀ 旅 館 案 内

埠頭に最も近く沿岸に
築造したる濱座敷は座
ながらにして灣内の風
望を恣にするを得。

鑛泉旅館 都石館

電話一〇番



客室より見たる海

◀ 旅 館 案 内

屋上運動場の設
備既に成り山海
の勝景指呼の間
にあり、大理石
造浴場は清麗を
旨こしらデユ一

△蒸風呂、家族風呂亦共に最近の學理を應用したり。



鑛泉旅館

小

橋 館

電話七番

泉 鑛 倉 和 ▶

沿岸にして風
景絶佳清快に
して
閑静
なり

大本山總持寺御定宿

鑛館 あさひや

電話九番

泉 鑛 倉 和 ▶

新築の別荘は清麗にして眺
望最も佳なり新鮮なる料理
は衛生的を主眼とし専心浴
客の嗜好に適せしむ

鑛泉旅館 柴端館

電話一四番



上海るた見りよ室客

露光量違いの為重複撮影

◀ 旅 館 案 内

▲ 幽邃なる庭園!!!

▲ 閑静なる客室!!!

▲ 懇切なる待遇!!!

▲ 只管浴客の旅情を慰するに勉む

鑛泉旅館 多田館

電話 八番



書籍、新聞、雜誌
活版、石版、印刷
諸用紙販賣

⊙ 上多商店

石川縣羽咋郡中莊村
鑛泉町金大阪一三三二

露光量違いの為重複撮影

◀ 旅 館 案 内

▲ 幽邃なる庭園!!!

▲ 閑靜なる客室!!!

▲ 懇切なる待遇!!!

▲ 只管浴客の旅情を慰するに勉む

鑛泉旅館 多田館

電話 八番



書籍、新聞、雜誌
活版、石版、印刷
諸用紙販賣

⊙ 上多商店

石川縣羽咋郡中莊村
振替貯金大阪一三三二一

羽咋郡令訓類纂

町村自治・衛生・土木・勸業・學事・兵事・徵稅會計・雜の八編に分ち郡制實施以來羽咋郡令規を網羅編纂し改廢毎に加除編を發行して加除自在ならしめたり

土地原簿

地主が子孫に殆すべき土地に附して永久に家寶たるべき簿冊たらしめんために編纂したるものにして其地番、地目、反別、地價、小作料、小作人、番代人卸付慣習及之等の異動、變更を尤も明確に記入し得るのみならず卷首に記入心得を附し且つ后代子孫の繼承たるべき勤徳力行の御製及三宮尊徳翁先生の報徳訓横井農學博士の農家五訓を掲げ以て其修養資料に供したり

定價金一圓五拾錢

- 雇傭人夫カード
- 會計カード
- 知人カード
- 日誌カード

右は各其特色を有し在來の簿冊に比し使用上の利便の大なる使用者にして始めて知るべきなり

千枚ニ付代價金一圓也

發行所 上多商店

石川縣羽咋郡中莊村
振替貯金大阪一三三二番

小學校諸報告用紙

小學校が、縣、郡に報告すべき各種の報告用紙を報告期日順に編綴し三ヶ年分を一輯とし執務者をして至大の利便を得せしめんことを勉めたり

全壹冊 定價金六拾五錢

● 施療カード

醫師の用ふるものにして水原の二葉を以て、能く從來使用の紙一過致、處方箋及藥價帳の三者に代用するを得るの至便を有す

納稅上納通帳

自己の納稅は固より納稅代理等に伴ふ他人の納稅立替等凡て收入役に納付したる稅金の領收書に代へて收入役より認印を受くるものにして片々たる合書附屬の受領証に比し保存上の利便實に大なるべきを信す

定價一冊金五錢



羽咋郡令訓類纂

町村自治・衛生・土木・勸業・學事・兵事・徵稅會計・雜の八編に分ち郡制實施以來羽咋郡令規を網羅編纂し改廢毎に加除編を發行して加除自在ならしめたり

土地原簿

地主が子孫に殆すべき土地に附して永久に家寶たるべき簿冊たらしめんために編纂したるものにして其地番、地目、反別、地價、小作料、小作人、番代人卸付慣習及之等の異動、變更を尤も明確に記入し得るのみならず卷首に記入心得を附し且つ后代子孫の龜鑑たるべき「勤儉力行」の御製及二宮尊徳翁先生の報徳訓讀井農學博士の農家五訓を掲げ以て其修養實習に供したり

定價金一圓五拾錢

- 雇傭人夫カード
- 會計カード
- 知人カード
- 日誌カード

右は各其特色を有し在來の簿冊に比し使用上の利便の異なる使用者にして始めて知るべきなり

千枚ニ付代價金一圓也

發行所

上多商店

石川縣羽咋郡中莊村
振替貯金大阪一三三二番

小學校諸報告用紙

小學校か、縣、郡に報告すべき各種の報告用紙を報告期日順に編綴し三ヶ年分を一輯とし執務者をして至大の利便を得せしめんことを勉めたり

全壹册 定價金六拾五錢

● 施療カード

醫師の用ふるものにして本票の一葉を以て、能く從來使用の経過録、處方箋及藥價帳の三者に代用するを得るの至便を有す

納稅上納通帳

自己の納稅は固より納稅代理等に伴ふ他人の納稅立替等凡て收入役に納付したる稅金の領收書に代へて收入役より認印を受くるものにして片々たる合書附屬の受領証に比し保存上の利便實に大なるべきを信す

定價一册金五錢



殉難 艇長 佐久間海軍大尉肖像及遺言書

額面用

寫真コロタイプ、石版極上紙印刷
縦一尺八寸五分 横一尺三寸五分

定價一枚金參拾五錢

第六潜水艇の沈没は帝國海軍の恨事にして艇長佐久間大尉の死は實に帝國軍人の本色を發揮して餘あるものと信ず 氣壓高まり鼓膜破れんごし死の將に瀕せんごするの時に當り其公遺言中に齋藤海軍大臣等と共に成田綱太郎先生生田小金次先生の名を記し其恩願を忘れざるが如き實に青年子弟の軌範とすべき處にして亦如何に其人格の崇高なるかを想見するに餘あり天下恐らくは之れを讀んで泣かざるものあらんや先きに水交社が之の遺書を公けにするに際し同社幹事が其終りに跋して曰く

(前略)此書は同月(明治四十三年四月)十七日艇引揚後大尉の衣裡より發見せしものにして其面影毅然として紙上に躍如たるの感あるのみならず刻一刻最期の迫り來るの間全員死生相托し自若として當務に任じ最善の智力を竭して應急の措置を執り遂に復た起つべからざるに至りて止みたるの狀景筆端に映射して餘光あるを覺ふ嗚呼其意氣の壯快や以て一世を作興すべく其態度の慎重や以て千古の儀範たるべし豈夫れ軍人の龜鑑として長へに之れを傳へざるべけんや(下略)
と蓋し至言と謂つべし即ち爰に之れを額面に製し汎く世に頒たんとす軍人は以て其龜鑑とすべく學校は以て忠臣教育の範とすべく家庭は以て兒童沈着心修養の資料とすべきなり

石川縣羽咋郡中莊村

發行所

上多商店

振替貯金大阪一三三三二番

全定 壹枚 壹錢 數字練習表

低學年の兒童に算用數字を練習せむに用ふる子供

▲循環式暑中休暇日誌

各字の兒童を循環して毎日の日誌を記さしむるものとす

全壹冊 定價七錢

故藤井鏡先先生揮毫

- △卒業證書
- △修業證書
- △學習證書
- △成績優等賞狀
- △皆出席賞狀
- △賞狀

右は藤井先生が在世中特に弊店の懇切なる希望を容れて揮毫されたるもの今や逝て故人とならる縣下唯弊店にのみ版權占有の特典を有するもの而も筆勢優雅字劃整正眞に無二の絶筆たり

石川縣附屬小學校 師範學校 總學校 御選定
氣 溫 圖

全壹枚 定價壹錢

毎室に掲げ兒童をして冬日の温度を記入せむに用ふる

▲暑期學習帳

拾日間に壹冊宛を記さしめ毎拾日に調査の便あらしむ

全參冊定價 甲四錢 乙參錢

和倉温泉

全一冊定價金拾五錢
能登國畧圖
寫真版數葉挿入

次 目

- 和倉温泉の位置と沿革
- 冠たる和倉温泉の勝景
- 忘るべからざる和倉温泉の榮譽
- 名士の見たる和倉
- 世界に和倉温泉の効顯
- 温泉雜觀

發行所

石川縣羽咋郡中莊村

上多商店

振替貯金大坂二一三二二番

忘備カド

各全一冊
定價各金八拾錢

入籍者身許事項調査簿
除籍者身許事項調査簿

炭酸紙を用ひ一度に該要項の記入をなすときは一時に認許願、認許簿、認許證の三者を作成し得べく當務者の利便甚だ大なるべし

全一冊 定價金七拾五錢

火葬認許簿



炭酸紙に依て一時に正副二通を製作し得べき様作成したるものにして而も一通は私製はかきとなり之れを以て直ちに原籍地に照會の用に供し得べき利便と經濟を兼ねたる實益ある簿冊なり

體裁を裁き
書カド
同種
各事
記し
用し
の記
用を
供に
講説
記筆
成作
適好
りな

石川縣統計報告書

全三輯

第一輯 (勸業之部) 定價金一圓九拾五錢

第二輯 (庶務、衛生、兵事之部) 定價金九拾五錢

第三輯 (學務、財務之部) 定價金七拾五錢

町村役場が縣、郡に報告すべき各種の報告用紙を報告期日順に編綴し各輯に三ヶ年分を納めたり發賣以來茲に六ヶ年既使用役場縣下二百以上に達す

讀書カド

全一冊
定價金七拾五錢

死亡者原因調査簿 同年齡區別簿

要項の記し
後類を
編纂す
に便し
を得
年四回
口統計小票提出の際該票により
て所定の欄に戸籍簿登記
番號を記入し置き調査期に於
て集計するときは縦系は以て年齢區
別簿となり横欄は以て死原因區別簿なる様
編纂したるものにして調査の尤も煩雜なる本表
製作上の利便は蓋し想像の外にあるべし

露光量違いの為重複撮影

大正五年七月廿五日印刷
同年七月三十日發行

羽咋郡案内奥付

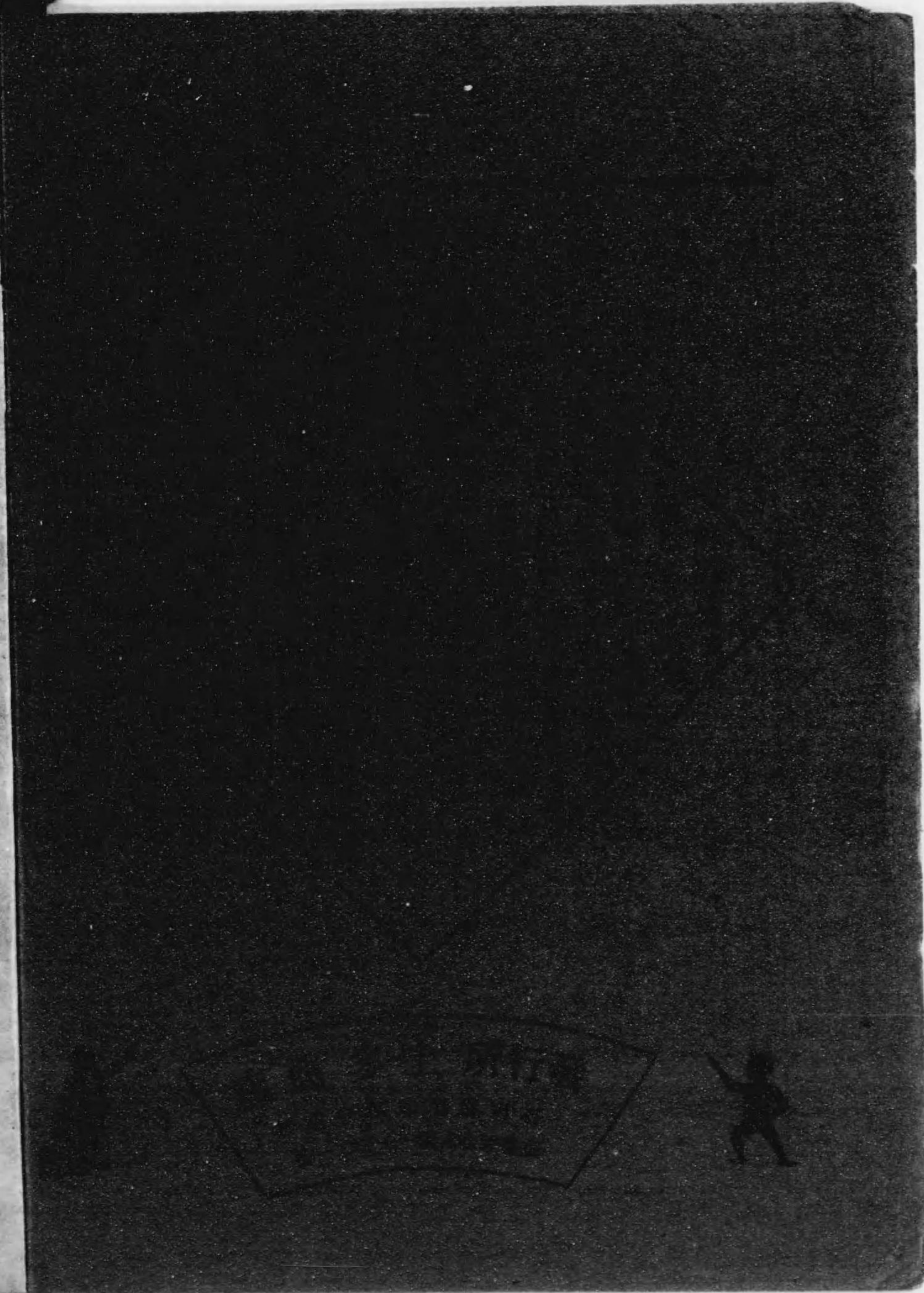
石川縣羽咋郡中莊村大字上田カ百六拾四番地
編輯兼發行人 上多津太郎

印刷人 田中喜重

上多商店印刷部

印刷所 至誠館印刷所

會社名



露光量違いの為重複撮影

大正五年七月廿五日印刷
同年七月三十日發行

羽咋郡案内奥付

石川縣羽咋郡中莊村大字上田カ百六拾四番地
編輯兼發行人 上多津太郎

石川縣羽咋郡中莊村大字上田カ百六拾四番地
印刷人 田中喜重

上多商店印刷部

印刷所 至誠館印刷所

町村是調査
に關しカードの使
用を勸奨し之れが發賣を
なしたるは本カードを以て矯矢
とす本カードを以て該調査に従事す*

全一枚 定價百枚九拾錢

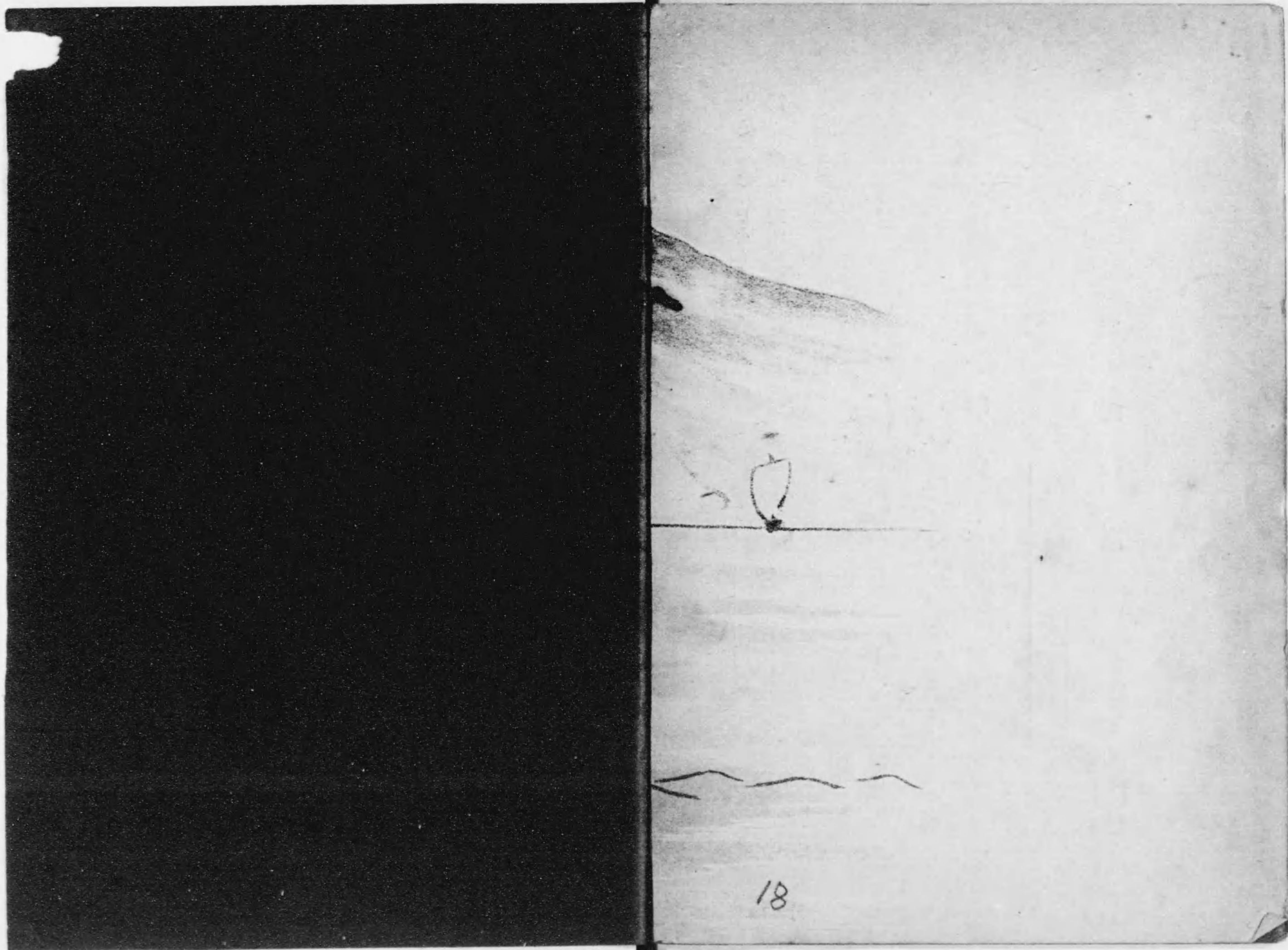
●町村是調査カード
●改定町村是調査カード

一組五枚定價百組貳圓五拾錢
*るときは錯雜なる萬般の調査を立所
に結了することを得既住本縣
に於て使用されたる町村
實に五十ヶ町村以
上に達す



發行所 上多商店
石川縣羽咋郡中莊村
番一二三—一版大金貯替振





339
766

終